

障害福祉計画策定に係る実態調査及び  
PDCA サイクルに関するマニュアル

令和2年3月



# 目次

---

I.	障害者等の実態調査について .....	1
1.	障害者等の実態把握の必要性と調査の方法 .....	1
(1)	障害者等の実態を把握することの必要性 .....	1
(2)	障害者等の実態を把握するための調査 .....	1
2.	アンケート調査の実施等のポイント .....	3
(1)	調査の流れ .....	3
(2)	調査内容の整理 .....	3
(3)	調査対象者の選定等 .....	3
(4)	調査票の設計 .....	7
(5)	配布・回収 .....	11
(6)	調査結果の集計・分析、計画への反映 .....	12
(7)	実績値に基づくサービス見込量の推計方法 .....	17
II.	障害福祉計画の PDCA サイクルについて .....	25
1.	PDCA サイクルの必要性等 .....	25
(1)	PDCA サイクルの必要性 .....	25
(2)	計画における PDCA サイクル .....	27
2.	障害福祉計画における PDCA サイクル .....	29
(1)	計画 (Plan) .....	29
(2)	実行 (Do) .....	32
(3)	評価 (Check) .....	32
(4)	改善 (Act) .....	34
(5)	PDCA サイクルの結果の公表 .....	35
III.	資料編 .....	40

# 概要

## I. 障害者等の実態調査について

目次	掲載内容	頁
1. 障害者等の実態把握の必要性と調査の方法	・障害者等の実態把握の必要性及び、自治体において実践されている手法や考え方について記載しています。	P.1
2. アンケート調査の実施等のポイント	・アンケート調査の実施方法について、具体的な手順と考慮すべき事項を記載しています。	P.3
(1) 調査の流れ	・アンケート調査実施の全体の流れを示しています。	P.3
(2) 調査内容の整理	・問題意識やその要因についての仮説に基づき調査目的を整理した上で、具体的な調査を設計する必要があることについて示しています。	P.3
(3) 調査対象者の選定等	①調査対象の設定 ・障害児、精神障害者、難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等を調査対象に含める場合について、手帳所持者以外の選定方法の工夫等を掲載しています。 ②調査対象者の抽出方法 ・対象者抽出の基本的な考え方、考慮すべき事項を示しています。 ③有効回答数について ・想定される有効回答数を踏まえた上で、調査対象数を決定する考え方等を示しています。	P.3
(4) 調査票の設計	①調査票の設計のポイント ・全体的な構成、項目設計、要配慮事項等、調査票設計時に注意すべきポイントを示しています。 ②調査票の種類 ・調査票を障害種別や年齢層により分ける場合と同一とする場合の留意点等を示しています。 ③調査票の項目 ・主な調査票項目例（属性情報、日中の活動に関する状況・ニーズ、サービス利用に関する状況・ニーズ）を示しています。	P.7
(5) 配布・回収	・配布時の留意事項や回収率向上の工夫等を示しています。	P.11
(6) 調査結果の集計・分析、計画への反映	①単純集計 ・基本的な考え方を示しています。 ②クロス集計 ・基本的な考え方や留意事項、集計対象とする項目例（障害種別・障害等級、年齢、居住形態、世帯構成、居住地）、サービス見込量の参考とする場合の考え方について記載しています。	P.12

	(参考) 以下の調査・分析について考え方と留意事項を示しています。 ・同一の調査対象の経年の変化に着目した分析について ・ヒアリング調査の概要（調査対象・方法・項目例、結果の活用等） ・事業所調査の概要（調査対象・方法・項目例、結果の活用等）	P.13
(7) 実績値に基づくサービス見込量の推計方法	①実績値の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法 ・サービスの過年度の実績値をもとに、その変化率の平均を算出し、サービス見込量を推計する方法を示しています。 ②人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法 ・自治体における人口当たりのサービス利用率に将来人口推計の値を乗じてサービス見込量を算出する方法を示しています。	P.17
	(参考) 上記の推計結果とアンケートの集計結果を合わせた見込量の推計方法について掲載しています。	P.22

## II. 障害福祉計画のPDCAサイクルについて

目次	掲載内容	頁
1. PDCAサイクルの必要性等	・障害福祉計画、障害児福祉計画におけるPDCAサイクルの考え方について記載しています。	P.25
(1) PDCAサイクルの必要性	①PDCAサイクルの必要性と法上の規定 ・障害者総合支援法、児童福祉法によりそれぞれ示されるPDCAサイクルの必要性について掲載しています。 ②PDCAサイクルとは ・PDCAサイクルの概要・イメージを掲載しています。	P.25
(2) 計画におけるPDCAサイクル	・PDCAサイクルについて、プロセスの概要及び、成果目標や活動指標の実績を分析・評価する上での留意点等を示しています。	P.27
2. 障害福祉計画におけるPDCAサイクル	・障害福祉計画、障害児福祉計画におけるPDCAの各プロセスにおける具体的な実施方法について記載しています。	P.29
(1) 計画(Plan)	①計画に関わる様々な主体の計画策定への参画、評価の体制の整理 ・省内の関係部局及び外部の団体等との連携について記載しています。 ②目標と指標の整理 ・目標設定し、進捗状況を確認する上での留意事項を掲載しています。 ③PDCAサイクルのスケジュールの設定 ・実績の把握や中間評価のスケジュールのイメージを掲載しています。	P.29
(2) 実行(Do)	①計画の周知 ・計画を広く管内の住民に周知するための工夫等を示しています。 ②評価(Check)のための準備 ・実績を把握するためのデータ収集や調査について示しています。	P.32
(3) 評価(Check)	①中間評価 ・中間評価を行う際の基本的な考え方と留意事項を示しています。 ②活動指標を用いたより頻回な分析・評価 ・中間評価の時期を見据え、適宜活動指標について確認することの必要性を示しています。 ③分析・評価の結果のとりまとめと課題抽出 ・①②における分析・評価の視点等を掲載しています。	P.32

(4) 改善 (Act)	<p>①計画の見直しと計画の推進方策の見直し            • 評価を受けた計画の見直しの考え方について示しています。</p> <p>②改善に向けた取組みの検討と実施            • 評価を受けた取組の検討・改善例等を示しています。</p>	P.34
(5) PDCA サイクルの結果の公表	<p>• 中間評価の結果を広く公開するにあたり留意すべき点を示しています。</p>	P.35
	<p>(参考) PDCA サイクルを実施している自治体の実施体制等            ※市町村と都道府県それぞれについて以下を記載</p> <p>①PDCA サイクルの実施体制            • 計画の実施状況の評価等を行うための体制の例を掲載。</p> <p>②PDCA サイクルのスケジュール            • 計画の実施状況評価の流れを示しています。</p> <p>③計画実施状況の評価等に基づく事業見直し、新規事業化等            • 計画の評価を受けた取組事例について示しています。</p>	P.36

### III. 資料編

目次	掲載内容	頁
(1) アンケート依頼文・調査票(例)	• 障害福祉計画策定に向けた福祉に関するアンケート調査について、依頼文と調査票のひな形を掲載しています。	P.41
(2) ヒアリング依頼文(例)	• 障害福祉計画策定に向けた福祉に関するヒアリング調査について、依頼文のひな形を掲載しています。	P.68
(3) 管理シート(例)	• 障害福祉計画における目標値や主な活動指標を評価するための管理シート案を掲載しています。	P.69

# I. 障害者等の実態調査について

## 1. 障害者等の実態把握の必要性と調査の方法

### (1) 障害者等の実態を把握することの必要性

- 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）が地域で自立した生活を送るためには、障害福祉サービス等を充実させ、障害者の生活基盤を整備することが必要となります。このため、市町村・都道府県においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画（障害福祉計画。以下「計画」という。）を作成しています。
- 平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法においては、市町村が計画を作成するにあたり、障害者等の心身の状況やその置かれている環境その他の事情（以下「障害者等の実態」という。）を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、計画を作成するよう努めることとされています。また、平成 28 年 6 月に改正された児童福祉法では、これに基づき市町村及び都道府県においては市町村障害児福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成が義務付けられました。同法においても、市町村は障害児の実態を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して計画を作成するよう努めることとされています。

○ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2~4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

○ 児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2~4 略

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

### (2) 障害者等の実態を把握するための調査

- 障害者等の実態を把握するに当たっては、障害者手帳の所持者数や障害福祉サービス等の利用実績など、既存の情報で把握が可能なものがある一方で、生活の状況やサービスの利用意向等のように、当該内容を把握するための調査を行わなければ把握できない内容もあります。

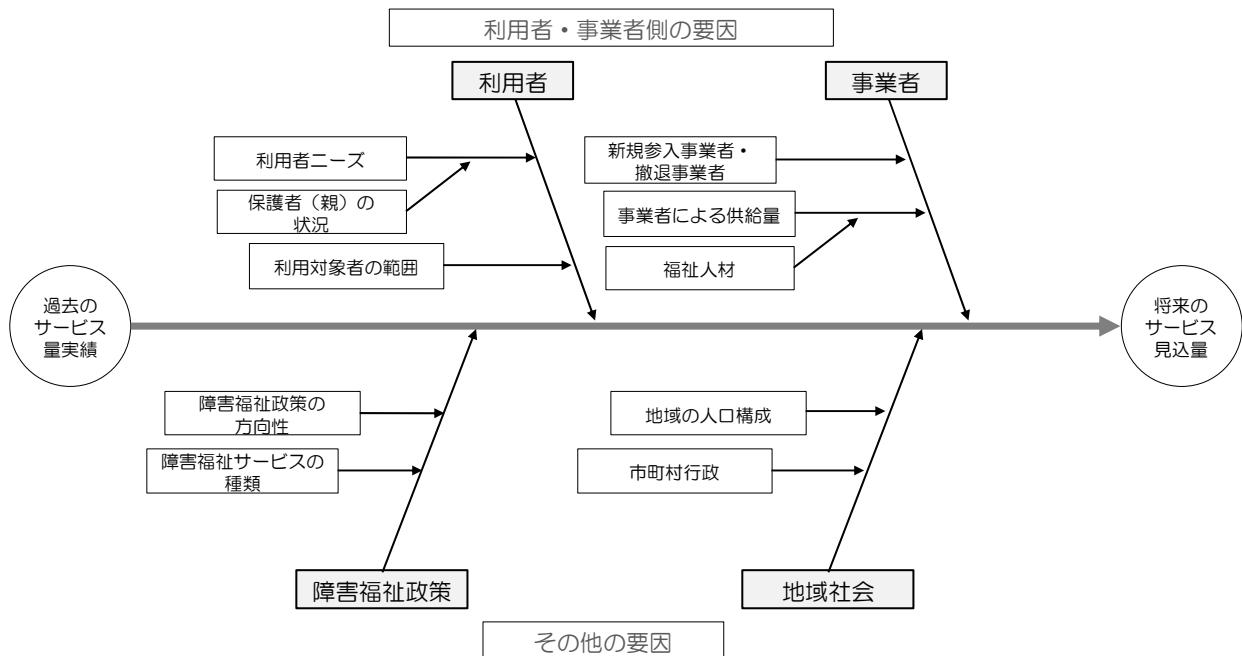
- 計画の策定の際、障害者等の実態を把握している自治体では、障害当事者や障害者団体等に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施することにより障害者等の実態を把握しています。
- なお、アンケート調査とヒアリング調査については、以下のような特徴や注意点があります。

図表1 アンケート調査、ヒアリング調査の特徴と注意点

	アンケート調査	ヒアリング調査
特徴	一度に多くの対象者に同一の質問を実施することができる。	対話形式となるため、質問に対する回答内容に応じて、その場でさらに質問することが可能であり、個別の対象者について、深い情報を得ることができます。
注意点	個別の詳細な事情を把握するための調査の実施や、それらを考慮した分析の実施は繁雑な作業を伴うことが多く、活用が困難と考えられる。	対象者一人ひとりの時間的拘束が長くなり、多くの対象を調べられない。そのため、調査対象全体の総意も捉えづらい。

- また、障害福祉計画・障害児福祉計画における将来のサービス見込量を推計するに当たっては、様々な要因が推計に影響を与えます。その関係性を示すと以下の図となります。

図表2 サービス量推計に当たっての相関図

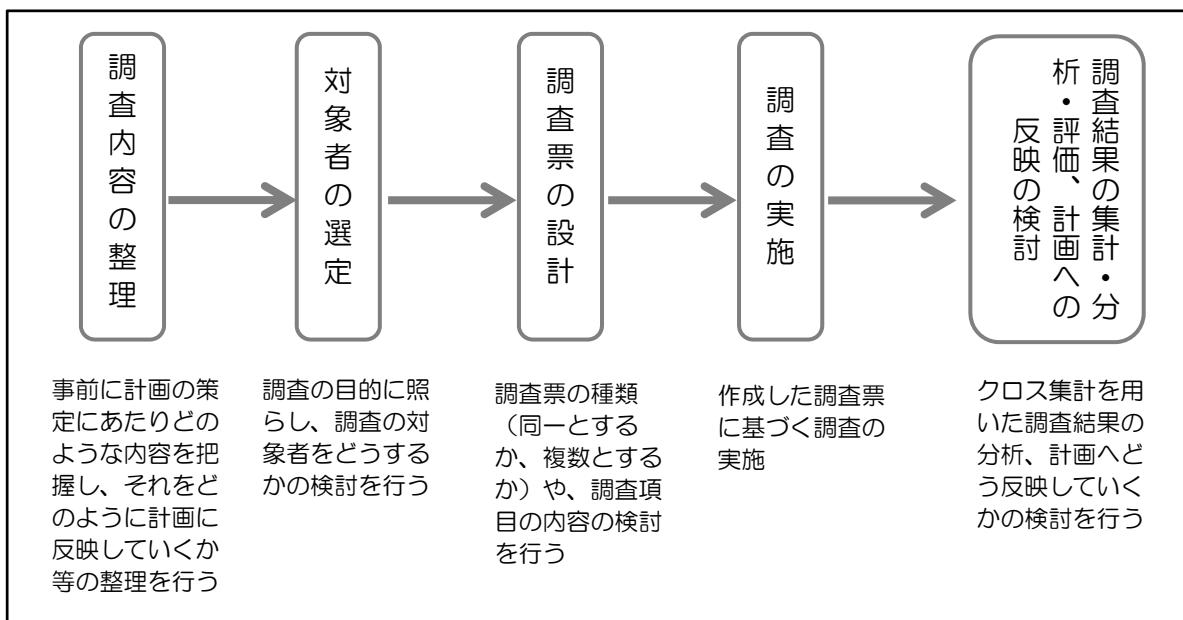


## 2. アンケート調査の実施等のポイント

### (1) 調査の流れ

- 障害者等の実態を把握するためのアンケート調査を行う場合の流れとしては、①計画の作成にあたり調査でどのような内容を把握するのかを整理し、②その上で調査の対象者を選定した後、③調査票の設計を行い、④作成した調査票に基づき調査を実施し、⑤調査結果の集計・分析・評価と計画への反映の検討を行うことが考えられます。

図表3 調査の流れイメージ



### (2) 調査内容の整理

- 障害者等の実態を把握するためのアンケート調査を行う場合には、地域における課題等を踏まえ、計画の策定にあたりどのような内容を把握するか等の目的を整理しておくことが必要になります。
- 調査の目的として、例えば、サービスの利用実績がサービスの見込量を下回っておりその要因を把握したい場合であれば、現在、障害者手帳を所持しているがサービスを利用していない方に対してサービスの利用意向等を確認する調査項目を設けることや、福祉施設等の入所者の地域生活への意向を確認したい場合には、調査の項目として今後地域で生活する意向がどの程度あるかを確認する項目を設けることが考えられます。
- 調査の目的によっては、調査の対象者や調査票の設計に大きな影響が出るため、計画の策定に必要な情報が全て網羅できるよう整理しておくことが必要になります。

### (3) 調査対象者の選定等

#### ①調査対象者の設定

- 調査を実施している自治体では、主に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象として調査が行われています。また、現在支援を受けている方

だけではなく、今後支援を希望する可能性のある方のニーズを把握するため、手帳所持者以外にも工夫をして調査を行うことも重要です。

- 例えば、特別支援学校等の協力を得て障害児を対象に調査を行うことや、障害者団体等の協力を得て難病患者や発達障害者、高次脳機能障害者の方を対象に調査を行う等の工夫がなされています。以下に、手帳所持者以外の方を調査対象に加える場合の例を示します。

図表4 手帳所持者以外の方を調査対象に加える例

対象者	事例
障害児	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 特別支援学校の生徒</li><li>・ 保護者団体が把握している障害児</li><li>・ 特別児童扶養手当などの対象者</li></ul>
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自立支援医療受給者証の所持者</li></ul>
難病患者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害福祉総合支援法施行令第1条で指定する難病患者</li><li>・ 当事者団体が把握している難病患者</li></ul>
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発達障害者支援センターや相談支援事業所が把握している発達障害者</li><li>・ 当事者団体やその支援団体が把握している発達障害者</li></ul>
高次脳機能障害者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談支援事業所や地域包括支援センターが把握している対象者</li><li>・ 当事者団体が把握している高次脳機能障害者</li></ul>
医療的ケア児（※）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療機関で把握されている対象者</li></ul>

※医療的ケア児について

医療的ケア児とは、「医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと」であり、児童福祉法第56条の6第2項において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

## ②調査対象者の抽出方法

- 調査の方法としては、できるだけ全数調査（悉皆調査）で行われることが望まれますが、費用や時間等の面から抽出調査で実施されることが多くなっています。抽出調査で実施する場合には、それぞれの手帳所持者等の調査対象者と可能な範囲で同じ割合で抽出することや、抽出する対象者の選定が恣意的にならないよう工夫する必要があります。

図表5 調査対象の抽出方法

調査種類		内容
全数調査（悉皆調査）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母集団の全数を調査対象とする方法</li> </ul>
抽出調査	単純無作為抽出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母集団から無作為ですべての調査対象を抽出する方法</li> </ul>
	系統抽出法 (等間隔法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回目のみ無作為で調査対象を選び、2回目以降は等間隔で標本抽出する方法</li> </ul> <p>例：「A市の身体障害者手帳所持者」（5,000人）のうち、200人に対して調査を行う場合、身体障害者手帳所持者の台帳から、調査対象者である200人が抽出されるよう無作為に選んだ起点から等間隔に抽出を行います。</p> <p>この場合、無作為に選んだ起点が10番目とすると、10、35、60…4,960、4,985と、25（5,000人÷200人）の間隔で番号を選び、対象を抽出することになります。</p>
	層別抽出法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母集団を予めいくつかの層（グループ）に分けて、各層から無作為で調査対象を抽出する方法</li> </ul> <p>例：障害福祉サービスの利用状況は調査対象の年齢により違いがあることが想定される場合、18歳未満、18歳以上65歳未満、65歳以上の3つの層（グループ）に分けて、それぞれから無作為で調査対象を抽出します。なお、自治体によっては、地域ごとに層（グループ）を分けた上で、無作為抽出を行っている例もあります。</p>

### ※個人情報保護条例との関係

- 調査の対象者が、例えば障害者手帳の所持者等の場合で、自治体が保有している個人情報を利用する場合は、各自治体における個人情報保護条例上の手続等が必要になる場合があります。

### （参考）有効回答数について

- 標本調査は、調べたい集団の一部を調べることで集団全体を推測する方法です。調査の設計段階において、調査対象が偏らないように選ぶ必要があります。また、調査対象者数も、統計的な観点から、ある程度の数を確保する必要があります。
- 回答比率（例えば、障害福祉サービスが利用したいかという問い合わせに対する利用したい、利用したくないと回答した人の割合）、標本誤差（「全数調査ではなく標本調査をす

ること」に伴って生じる誤差)、信頼水準(正しいと判断できる確率)を事前に設定することで、必要となる調査対象者数を求めることができます。

- 例えば、回答比率 0.5、標本誤差 5%、信頼水準 95%（国の統計などでは 95%で設計しているため）として計算すると、調査に必要な対象者数は 384 件になります。
- ただし、調査対象者の全員から回答を得られるとは限らないため、想定される回収率を踏まえて、調査対象者数を考えることとなり、仮に回収率 50%と想定した場合、768 件（ $384 \text{ 件} \div 0.5$ ）となります。
- 障害者数が少ない自治体では、上記で示す統計上の信頼が得られる有効回答数を得るために、ほぼ悉皆に近い送付数（調査対象者数）を確保することが望ましいと考えられますが、実際の調査では自治体の状況に応じて可能な範囲で調査数を検討することが必要となります。（調査対象者数が少ない場合は、標本誤差が大きくなっていることが想定されることから、集計結果の解釈については慎重に判断する必要があります。）

## (4) 調査票の設計

### ①調査票の設計のポイント

- 調査票の設計に当たって、障害者等の実態を可能な限り正確に把握することに加え、回収率等の向上のためにも調査の内容を分かりやすいものとする等の工夫が必要になります。

#### 調査票構成等のポイント

##### <全体>

- ・ 調査目的に照らして、質問項目がふさわしいものであること（目的達成のために必要な項目が過不足なく盛り込まれている）
- ・ 質問項目の流れが全体としてスムーズであること（年齢等の簡単に回答できる質問項目から始める、難しい質問が続くような箇所がないようにするなど）
- ・ 文字の大きさや質問項目の配置の仕方など、調査票が読みやすいものになっていること（わかりにくい箇所は質問の順番を矢印で示すなど、視覚的に見やすくするなど）
- ・ 回答者の立場や調査時点など、条件をきちんと示していること（調査対象者の代理者が回答することは可能か、その場合はどのような立場で回答するのか、年齢や経験などを問う場合はいつの時点かなどの条件をはっきりと記載）
- ・ 調査対象者の選定方法、個人情報の保護、アンケート結果の活用方法などについて明記し、回答者に不安を与えないようにすること

##### <項目の設計>

- ・ 質問の回答方法（回答すべき選択肢の数など）、記入方法が正しく明記されること
- ・ 質問文にわかりにくい専門用語やあいまいな表現、配慮を欠く表現などがないこと
- ・ 1つの質問でできるだけ1つの事柄を聞くこと（1つの質問で複数の事柄を聞くこと）
- ・ 回答選択肢は、回答となり得るカテゴリーを重複なく網羅していること（完全に網羅できない場合は選択肢に「その他」を必ず加える、また、「わからない」などの選択肢も適宜追加し、回答しやすい配慮をする）
- ・ 回答者を特定の回答に誘導するような書き方をしないこと

##### <配慮することが望まれる内容>

- ・ 調査票のすべての漢字にルビをつけること（漢字の読みが困難な障害者への配慮）
- ・ 点字や音声コードによる調査票を作成すること（視覚障害者への配慮）
- ・ 必要に応じて、相手方に向き個別に聞き取りを行うこと（調査票への記入が困難な障害者への配慮）
- ・ 障害者団体等を通じて、調査に関する説明会等を開催するなど、事前に周知をしておくこと（配慮事項等について意見等を聞くことで、回収率の向上にもつながる）

### ②調査票の種類

- 調査票を設計する際には、調査の結果をどのように計画に反映していくかを基本として、調査の項目を検討することになりますが、調査の項目の検討にあたり調査票を障害種別ごとに作成するのかによって、調査票の項目の設計が異なります。
- 調査票を同一とする場合は、障害種別に関わらず共通の項目で構成することを基本として、特定の条件を満たす場合の項目（「身体障害者手帳をお持ちの方にお聞きします」等）を組み合わせることになります。調査票が単一であるため、調査結果の集計・分析を行いやすくなりますが、障害種別ごとに応じた特性も細かく把握する場合、項目数が多くなり、回答者にとって煩雑化しやすくなることに留意する必要があります。

特定の障害種別や障害児の方のみが回答する設問等については、ページを分けたり、色分けや目立つタイトルを付ける等、レイアウトの工夫も必要になります。

- 複数の種類の調査票とする場合は、主に各調査票の対象ごとの特性を把握するための項目で構成されるため、調査項目の構成がわかりやすいものとなりますが、調査票が対象ごとに異なるため、調査結果の集計・分析が難しくなります。
- いずれの方法にもメリット・デメリットがあるため、一般的な内容に加えて障害種別ごとの特性も細かく把握するのか、どのように調査結果を分析するのか等に留意しながら、適切な方法を選択することになります。
- なお、複数の障害を持つ方については、「主たる障害」について回答していただくのか等については検討しておく必要があります。

〈アンケート調査を実施している自治体の調査票の種類〉

- ・ アンケート調査を実施している自治体では、障害種別に関わらず同一の調査票としているものが多くなっています。
- ・ また、複数の調査票としている場合でも、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者の調査票は共通とし、難病患者や発達障害者等には個別の調査票を作成している事例などがあります。

### ③調査票の項目

- 調査票の項目を検討する際には、基本的な情報として、年齢・性別・家族構成に加え、サービスの見込み量に反映するための項目として、サービスの利用状況や今後の利用意向等の項目を調査票に盛り込むことが考えられます。
- また、調査票の項目を検討する際には、例えば、サービスの利用状況や今後の利用意向等の項目と年齢やその他の項目と組み合わせて分析すること（クロス集計）も念頭に入れておくことが望まれます。
- アンケート調査票で設定すべき項目を整理すると、下表のとおりです。ただし、下表の項目に限定されるものではなく、自治体の状況に応じて独自の調査項目を設定することも考えられます。なお、当該項目を基に作成した調査票のひな型は、参考資料として掲載しています。
- また、これらの項目は、「属性情報」、「日中の活動に関する状況やニーズ等」、「サービス利用に関する状況・ニーズ等」の各項目を必要に応じて組み合わせた分析をすることで、サービス見込量推計のためのより詳細な参考情報とすることができます。これらの具体例に関しては、「（6）調査結果の集計・分析、計画への反映」の中に参考として記載しています。

図表6 主な調査項目

分類	項目	内容
属性情報	回答者	回答者の属性 ・代理回答を可能とする場合に回答者の属性（本人、本人の家族、それ以外）を確認する項目
	性別	年齢、性別 ・回答者の年齢や性別、居住地（地域別の分析を行う場合）等を確認する項目
	年齢	居住地 ・性別の選択肢については、自治体の裁量により変更可能
	家族など	世帯構成 ・各項目のクロス集計に利用
	生活動作	日常生活動作の状況 ・日常生活に関するサポートの状況や、今後のサービスニーズ等の分析に利用
	障害の状況	介助者の状況 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持の状況とその等級等を確認する項目 ・発達障害、難病、高次脳機能障害の有無等や医療的ケアを受けているかどうかを確認する項目
	介護の状況	介護保険サービスの利用状況 ・利用している介護保険サービスの利用状況
	住まいや暮らしの状況	現在の住まい ・家族と同居しているか、福祉施設等に入所しているかを確認する項目
	日中の活動状況に関する状況・ニーズ等	地域生活への意向 ・地域で生活することへの意向があるかを確認する項目
	日中の活動状況や就労の意向	地域生活を行うための支援 ・地域で生活するために必要と考えている支援について確認する項目
	外出の状況	外出の状況 ・外出頻度を確認する項目
	外出時の同伴者	外出時の同伴者（家族、施設職員等）を確認する項目 ・今後のサービスニーズ等の分析に利用
	外出の目的	外出時の主な目的（通勤・通学、訓練やりハビリ等）を確認する項目 ・外出支援のために必要となる施策等の検討に利用
	外出時に困ること	外出時に困ること ・外出にどのような困難（乗り降りが困難、段差が多い等）を感じているかを確認する項目
	日中の過ごし方	日中の過ごし方 ・働いているか、学校に通っているか等を確認する項目 ・障害者の日中の過ごし方を把握するために利用
	勤務形態	勤務形態 ・働いているのか、学校に通っているのか等の状況を確認する項目 ・障害者の日中の過ごし方を把握するために利用
	就労の意向	就労の意向 ・就労していない場合の就労移行を確認する項目 ・一般就労へのニーズの把握に利用
	就労支援	就労支援 ・就労していない場合の就労意向を確認する項目 ・一般就労へのニーズの把握に利用
	相談相手	相談相手 ・相談先の有無と主な相談先（家族、施設職員等）を確認する項目 ・相談対応・相談支援に対するニーズの把握に利用
	情報の入手先	情報の入手先 ・主な情報の入手方法（新聞、広報誌等）を確認する項目 ・情報の入手に関するニーズ把握に利用

する 状況 ・ サービス利用 ニーズ等 に関する 事項	障害支援区分の認定状況	・障害支援区分の認定状況（認定を受けているかも含めて）を確認する項目
	サービスの利用状況や今後の利用意向	・現在、利用しているサービスや利用していないサービスの今後の利用意向（3年以内の利用予定など）を確認する項目（※） ・サービスのニーズ把握に利用

※調査票のひな型では、障害児・者共通のサービスと、障害児向けサービスを分けた上で、各サービスの利用状況・今後の利用意向を問う設問（問35）を調査票のひな型に掲載しています。なお、当設問については回答者の負荷を考慮したより簡易な調査票レイアウト案も参考として掲載しています。

#### （参考）障害福祉に関するアンケート

- なお、障害者基本法に基づく障害者計画と一体として作成している自治体が多いことを踏まえ、下表及び調査票のひな型に、障害福祉計画以外の内容も掲載しています。

図表7 障害福祉に関するアンケート項目

分類	項目	内容
権利擁護について	差別解消 権利擁護	・嫌な思いをした経験の有無について確認する項目、その具体的な内容に関する項目 ・成年後見制度の認知状況に関する項目
災害	災害時の状況	・災害時の介助の必要性に関する項目 ・災害時の共助の可能性を確認する項目 ・災害時に不安を感じていること（治療が受けられない、避難できない等）を確認する項目

## (5) 配布・回収

- 調査票の配布・回収は、主に郵送で行われますが、特別な事情等がある場合には、訪問して行うことや、障害者団体等を通じて間接的に配布・回収を行うことも考えられます。
- 郵送で調査を行う場合、調査対象者が同居の家族や周囲に障害があることを隠している場合もあるため、封筒に「障害者」等の表記は使わないことや、視覚に障害がある方に郵送する場合であれば封筒の内容物や宛名等を点字で表記するなどの対応が望されます。
- 回収率を向上させるための取組として、アンケート調査を実施していることを関係団体または相談支援事業所に周知を行い、協力を依頼することも有効と考えられます。また、調査対象者が自治体の窓口に来訪した際に、職員が調査内容を説明しながら回答を記載している自治体もあります。

## (6) 調査結果の集計・分析、計画への反映

- 回答結果をデータ化し、疑義照会などの内容を吟味した上で、より正確なデータを作成します。得られたデータをもとに集計を行いますが、集計方法としては以下の2つの手法があります。

### ①単純集計

- アンケート調査結果のデータが得られた後、設問ごとの、有効回答数、選択肢ごとの回答者数、有効回答数に占める選択肢ごとの回答者の割合(%)を求めます。また、数値で聞いている場合は平均値などを算出します。
- これらの結果を用いて、データ全体の傾向をつかむとともに、詳細な分析を行うこととなります。

### ②クロス集計

- 調査結果の分析に当たっては、単純集計ごとの分析に加え、複数の設問の回答を複合的に分析するクロス集計を合わせて行うことが望まれます。
- クロス集計を行う際には、年齢や障害種別を組み合わせることを基本として、把握したい情報に応じて、各項目との組み合わせを検討することになります。
- なお、クロス集計を行うためには、クロス項目となるカテゴリーを含む設問がなければならないため、調査票設計の段階で項目を組み込んでおく必要があります。
- 例えば、居住地別のクロス集計を考える場合に、調査で中学校区しか聞いていない場合、小学校区単位でのクロス集計はできなくなります。小学校区単位での分析が必要とされる場合は、設問で小学校区別の居住地を聞く形にしておかなければなりません。
- また、クロス集計を行う場合は、2つ以上の設問を回答している必要があるため、統計的に信頼できる分析を行うために、有効回答数が単純集計の場合より多く必要となることに留意が必要です。

## (参考) クロス集計の例

- 以下は、クロス集計の一例ですが、その他にも調査結果は目的に応じて様々な分析をすることが望まれます。

### <障害種別（障害等級）を利用したクロス集計>

- ・ 障害種別によらず同一の調査票とした場合は、障害種別の項目とその他の項目によるクロス集計を行うことで、それぞれの生活実態やニーズを詳しく分析することが考えられます。なお、複数の手帳を所持している重複障害の方については、各障害にそれぞれカウントして集計する方法、「重複障害」というカテゴリーを設定して集計する方法など必要に応じて適切な集計を行います。
- ・ 障害等級によるクロス集計では、障害の重さによるニーズの違いなどの分析、身体障害の種類によるクロス集計では、視覚、聴覚、肢体不自由、内部障害等それぞれのニーズなどについて分析することが考えられます。

### <年齢を利用したクロス集計>

- ・ ライフステージによりニーズ等が異なっていることが考えられるため、年齢の項目とその他の項目によるクロス集計を行うことで、それぞれの年齢層ごとの生活実態やニーズを分析することが考えられます。
- ・ また、年齢によるクロス集計を行う場合には、障害児（18歳未満）、高齢者（65歳以上）、その間の年代（18～64歳）の3区分以上にカテゴリー分けを行うことが考えられます。

### <居住形態・世帯構成を利用したクロス集計>

- ・ 居住形態はサービスニーズ等に大きく影響すると想定されるため、在宅・施設の別や、在宅の場合には、一般の住宅に家族と同居、ひとり暮らし、グループホーム利用等のカテゴリーに区分し、生活実態やニーズを分析することが考えられます。

### <居住地を利用したクロス集計>

- ・ 自治体内における各地域での生活実態やニーズ等に違いがあることが考えられます。例えば、自治体内で各地域の人口規模が大きく異なっている場合には、単純集計では人口の大きな地域の状況がより強く反映されることになります。
- ・ このような場合には、居住地別のクロス集計を行うことで、地域別の状況を詳しく見ることが考えられます。

### <サービス見込量の参考とする場合のクロス集計>

- ・ サービス見込量の推計においてアンケート調査結果を参考にする上では、サービスの利用意向等に関する単純集計結果のみでなく、年齢や障害種別（障害等級）、障害支援区分等の項目とサービスの利用状況や利用意向等の項目をそれぞれ組み合わせたクロス集計を行うことで、より実態に近いニーズ量を把握することができると考えられます。

(参考) 同一調査対象者の分析

- 当該年度に実施したアンケート調査対象者に過去のアンケート調査で回答した人がいた場合、回答内容の変化に着目することで、傾向の分析も可能となり、その期間に実施した政策効果の評価や期間中の傾向などに活用することもできます。

(参考) ヒアリング調査

- 以下では、ヒアリング調査の概要等について、参考として掲載しています。

ア. ヒアリング調査の概要

- ヒアリング調査は、予め把握したい内容を整理した上で、対面等の方法により、直接対象者に質問項目の聞き取りを行い、その内容から対象者の状況や意識などを把握する方法です。ヒアリング調査は、限られた対象者に対し、個別に調査を行うため、アンケート調査で把握することが難しい個々の対象者の意向などを詳細に聞き取ることができます。これに加え、質問の意図等の補足的な説明をその場で行うこともできます。

イ. ヒアリング調査の対象

- ヒアリング調査は、アンケート調査で把握することが難しい内容を把握する場合や、母集団の総数が不明又は対象者の抽出が難しい場合に、主にアンケート調査を補完するものとして実施されています。
- ヒアリング調査を実施している自治体においては、発達障害者や高次脳機能障害の方等に対し、障害者団体等を通じて行っている事例があります。

ウ. ヒアリング調査の方法

- ヒアリング調査の方法としては、対象者1人ずつに面接を行い個別に意見を聞く「個別ヒアリング」として行う方法や、複数の対象者に同時に意見を聞く「グループインタビュー（集団ヒアリング）」の方法があります。
- 「個別ヒアリング」では、対象者1人ひとりに話を聞くため、ヒアリング場所の確保などが比較的容易に行えますが、1対1での対面調査が対象者にとってストレスになる場合があります。また、「グループインタビュー」では、複数の対象者に同時に話を聞くため、1対1の対面よりはストレスが少なくなりますが、人数が多いと会場の確保や1人ひとりの話を聞く時間が短くなり、詳細な内容を聞き取ることが難しくなります。

エ. ヒアリング調査の項目

- 調査の対象者を選定した後、ヒアリング項目をどのような内容とするのかを検討することになります。アンケート調査とは異なり対面で聞き取りを行うため、限られた時間内に回答を聞き取ることを考えると、対象者には事前に調査の項目を提示することが望まれます。

- また、ヒアリング調査の項目についても、アンケート調査と同様に調査の項目がわかりやすいものとするような工夫や、漢字にルビをつけること等の配慮を行うことが望まれます。
- なお、ヒアリング調査を実施している自治体における主な質問項目は、次表のとおりとなっています。

図表8 ヒアリング項目例

分類	内容・利用目的
生活の状況	どのように暮らしていますか（家族と同居、ひとり暮らし等）
	日常生活で困っていることはありますか
	困った時は誰に相談していますか
	急な体調不良や災害のときなどの心配ごと
	仕事面で困っていることはありますか
福祉サービスや 医療的ケア	現在、利用しているサービスは何ですか
	サービスを利用してよかった点、改善して欲しい点はありますか
	サービスを利用する際に何か困っていることはありますか
	医療的ケアの面で困っていることはありますか
地域の暮らし	日々の暮らしに困っていることや、環境整備が必要なことはありますか
その他ご意見	行政に期待することなど、何かご意見はありますか

■ヒアリング調査のひな形（Ⅲ. 資料編（2）ヒアリング 依頼文（例）を参照）

#### オ. ヒアリング調査の実施

- 調査の実施に当たっては、事前に対象者と調査日時・場所について調整の上、事前に調査項目を提示するとともに、調査内容の簡単な説明を行っておくことが望されます。
- また、対象者に介助者等がいる場合には、同席を依頼することや、コミュニケーションへの配慮等が必要な場合は、事前に本人・介助者等とも十分な調整を行い、手話通訳や要約筆記者の手配など、必要な準備を行います。

#### カ. ヒアリング調査結果の活用

- ヒアリング調査の結果は、施策上の課題点を得られ、それらを踏まえて新規施策の検討や既存施策の見直し拡充などに活用することもできます。また、アンケート調査では把握しきれない内容について、より詳細な課題やニーズを把握することができるところから、アンケート調査結果を補足する情報としても活用することができます。

(参考) 事業所調査

- 自治体によっては、障害福祉サービスの今後の供給量を把握するため、事業所に対して今後の事業規模の拡大・縮小の意向等に関する調査を実施している自治体もあります。
- 自治体内で障害福祉サービスを提供している事業所を調査対象とすることが想定されます。
- 今後のサービス供給量を把握するためには、事業規模（定員数等）の拡大、縮小あるいは撤退の意向や、当該自治体内における他のサービスへの新規参入の意向等を調査項目とすることが考えられます。
- 事業所調査の結果は、障害福祉サービスの見込量に対し、供給を充足させができるかどうかを考える上での参考情報として活用することができます。供給が明らかに不足する場合は、供給を増やす方策を検討することも考えられます。

## (7) 実績値に基づくサービス見込量の推計方法

- 将来のサービス量を推計するに当たっては、過去の実績値を基にして算出することが一般的です。算出方法については2通りの方法があり、概略は以下の通りです。

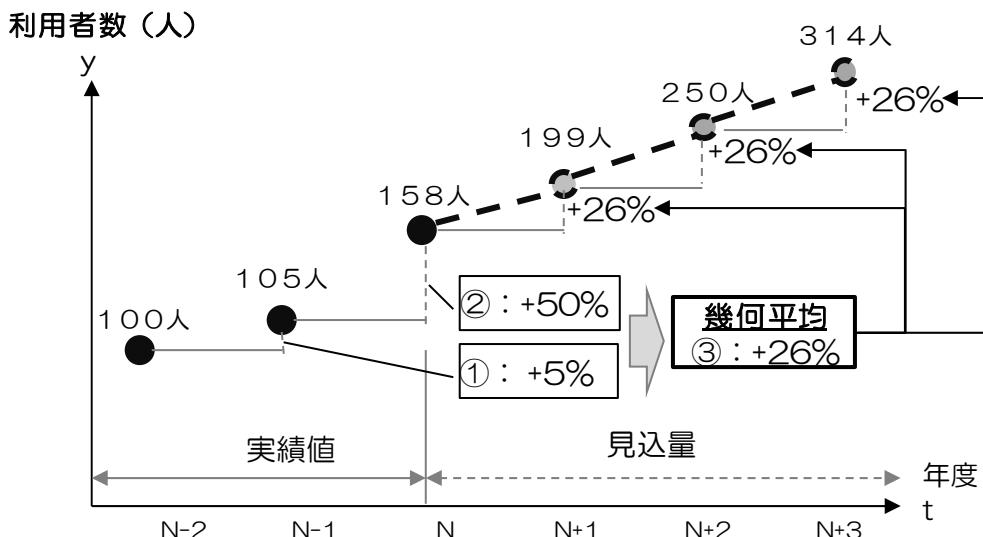
図表9 実績値解釈の視点

方法	概略
① 過去のサービス量実績の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの自治体が採用。</li> <li>過去のサービス量の実績値の傾向を読み取り、その傾向を推計年度に伸ばして見込量を算出。「幾何平均」または「算術平均」を用いる場合が考えられる。</li> <li>将来人口の減少が見込まれる場合であっても、実績値の傾向が増加傾向であれば、見込量も増加することになる点は留意が必要。</li> </ul>
② 人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来推計人口に基づいて見込量を算出するため、人口の変動を反映した見込量となりやすい。</li> <li>サービス利用者数、人口、将来人口を年齢階層別に分けることで、より詳細なサービス見込量を算出。</li> <li>人口当たりサービス利用率が一定である場合は、過去年度のサービス利用率の平均を用いて算出できるが、一定でない場合は、その変化を考慮しなければならず、計算が煩雑。</li> </ul>

### ①過去のサービス量実績値の変化率の平均を用いたサービス見込量推計の方法

- 過去の実績値の変化率を計算し、将来の見込量を算出します。以下に参考例を記載しています。

図表10 参考例



### 手順Ⅰ

過去のサービス量実績値を基に変化率を求めます。

変化率は次の式で求められます

例                  ①=105÷100=1.05 (=5%up)  
                      ②=158÷105=1.50 (=50%up)

### 手順Ⅱ

手順Ⅰの結果をもとに、幾何平均を算出し③とします。

例                  ③= $\sqrt{① \times ②} = \sqrt{(105 \div 100) \times (158 \div 105)}$   
                      ≈ 1.26 (=26%up)

### 手順Ⅲ

手順Ⅱで算出した幾何平均を、N 年度の実績値に乘じ、N+1 年度の見込量を算出します。

同様に N+2 年度、N+3 年度も算出します。（小数点以下四捨五入）

例

$$N+1\text{年度の推計値}=N\text{年度の実績値} (158\text{人}) \times ③ \approx 199\text{人}$$

$$N+2\text{年度の推計値}=N\text{年度の推計値} (158\text{人}) \times ③ \times ③ \approx 250\text{人}$$

$$N+3\text{年度の推計値}=N\text{年度の推計値} (158\text{人}) \times ③ \times ③ \times ③ \approx 314\text{人}$$

- 手順Ⅲの変化率の計算では、幾何平均のほか、算術平均等を活用して算出している自治体もあります。ただし、見込量の推計においては増加率という比率の計算であるため、統計上は幾何平均による算出がより適した方法といえます。
- また、上記の例示では3か年分の実績をもとに計算していますが、自治体によっては、より長期間の傾向を確認した上で、参照すべき期間を決定し、変化率を算出している自治体もあります。加えて、計画期間の最終年度（上記例示における N 年度）は、見込量推計を行う時点で実績値が確定していないことから、当該年度のデータを推計に用いることが難しい点も考慮する必要があります。
- なお、参考する期間が4か年分、5か年分と増えるにつれて、幾何平均の計算式は、変化率を掛け合わせたものを3乗根、4乗根とすることとなります。（n か年分の実績を基にする場合は、(n-1) 乗根となる。）

**【参考】**

以下のような利用人数の推移である場合は、5か年分のデータになるので、変化率を計算し、それぞれを乗じて4乗根した結果を用いる。

N-4 年度 91 人 N-3 年度 95 人 N-2 年度 100 人 N-1 年度 105 人 N 年度 158 人

具体的に計算すると以下のとおりである。

**手順 I 変化率を求める**

N-4 年度から N-3 年度の伸び率	①=95÷91≈1.04
N-3 年度から N-2 年度の伸び率	②=100÷95≈1.05
N-2 年度から N-1 年度の伸び率	③=105÷100=1.05
N-1 年度から N 年度の伸び率	④=158÷105≈1.50

**手順 II 幾何平均を求める**

$$\begin{aligned} \textcircled{5} &= \sqrt[4]{(1) \times (2) \times (3) \times (4)} \\ &= \sqrt[4]{(95 \div 91) \times (100 \div 95) \times (105 \div 100) \times (158 \div 105)} \\ &\approx 1.15 \end{aligned}$$

**手順 III 各年度の見込量を算出する（小数点以下四捨五入）**

$$\begin{aligned} \text{N+1 年度の推計値} &= N \text{ 年度の実績値} (158 \text{ 人}) \times \textcircled{5} \approx 181 \text{ 人} \\ \text{N+2 年度の推計値} &= N \text{ 年度の実績値} (158 \text{ 人}) \times \textcircled{5} \times \textcircled{5} \approx 208 \text{ 人} \\ \text{N+3 年度の推計値} &= N \text{ 年度の実績値} (158 \text{ 人}) \times \textcircled{5} \times \textcircled{5} \times \textcircled{5} \approx 239 \text{ 人} \end{aligned}$$

**(参考) 幾何平均と算術平均**

- 見込量を算出するにあたり、自治体によっては算術平均を用いた方法で変化率を求めている場合もあります。ただし、見込量の推計は比率（増加率）を用いた計算であることから、統計上、幾何平均で算出することがより適しているといえます。
- 参考までに、幾何平均と算術平均の違いを以下に示します。

**ア. 幾何平均について**

- 幾何平均は、各年の増加率( $a_n$ )のべき乗根により求めることができます。式は以下のとおりです。  
$$\sqrt[n]{a_1 \times a_2 \times a_3 \times \dots \times a_n}$$
- 幾何平均は、相乗平均ともいい、変化率等、割合に関する数値の平均値を求める場合によく用いられます。例えば、2 個のデータ ( $a_1, a_2$ ) に対する幾何平均は、2 個のデータ積の平方根により求められます。
- 例えば、N-2 年度から N-1 年度の変化率が 5% 増加、N-1 年度から N 年度の変化率が 50% 増加であった場合、以下の算式により算出できます。結果として 25% が幾何平均ということになります（小数点以下第3位四捨五入）。

$$\sqrt{1.05 \times 1.50} = 1.25$$

#### イ. 算術平均について

- 算術平均は、各年の増加率( $a_n$ )の和をその項数で割ることにより求めることができます。式は以下のとおりです。

$$\frac{a_1 + a_2 + a_3 + \cdots + a_n}{n}$$

- 算術平均は、相加平均ともいい、一般的に用いられることが多い方法です。例えば、2個のデータの算術平均は、2個のデータの和をデータ数（この場合は2）で割ることで求められます。算術平均は、ある集団の平均年齢を求める等、数値データの集合に関して、その特性を求める場合によく用いられます。
- 例えば、N-2年度からN-1年度の変化率が5%増加、N-1年度からN年度の変化率が50%増加であった場合、以下の算式により算出できます。結果として28%が算術平均ということになります（小数点以下第3位四捨五入）。

$$(1.05+1.50) \div 2 = 1.28 (\approx 28\% \text{up})$$

#### ②人口当たり利用率を用いたサービス見込量推計方法

- 人口当たり利用率は以下の式となります。これに自治体の将来人口を乗じて、サービス見込量（利用者数）を算出します。

$$\begin{aligned} \text{人口当たり利用率} &= \text{現在のサービス利用者数} \div \text{自治体の現在の人口} \\ \text{サービス見込量} &= \text{自治体の将来人口} \times \text{人口当たり利用率} \end{aligned}$$

<算出に当たっての留意点>

- サービス利用者数、人口、将来人口を年齢階層別に分けることで、より詳細なサービス見込量を算出できます。例えば、18歳未満と18歳以上で分けて算出することにより、障害児・者でのそれぞれのサービスの利用率を反映したサービス見込量を推計することが可能となります。
- また、18歳以上20歳未満、20歳代、30歳代・・・ごとに人口当たり利用率を計算し、サービス見込量を算出すると、特に少子高齢化などの状況が異なる自治体においては、それぞれの年齢構成の変化に合わせたサービス見込量を算出することもできます。
- 以下に就労継続支援B型の見込量の算出例を記します。

手順Ⅰ

過去の実績値を基に、同時期の自治体人口を確認し、人口当たり利用率を算出する。その結果、3年間の人口当たり利用率は、どの年度も概ね0.17~0.18%の水準であることから、人口当たり利用率を約0.18%と設定する。

（人口当たり利用率の平均）

$$\begin{aligned} \textcircled{6} &= \{ (622 \div 365,861) + (654 \div 370,158) + (686 \div 379,586) \} \div 3 \\ &\approx 0.18\% \end{aligned}$$

就労継続支援B型例	N-2年度	N-1年度	N年度
実績値(人)	622	654	686
当該自治体人口(人)	365,861	370,158	379,586
人口当たり利用率(%)	約0.18%	約0.18%	約0.18%

※小数点以下第3位四捨五入

## 手順Ⅱ

人口当たり利用率（約 0.18%）を将来推計人口の値に乘じて得た数値がサービス見込量となる。

$$\text{サービス見込量（人）} = \text{各年度の将来人口} \times ⑥ (\div 0.18\%)$$

就労継続支援 B 型例	N+1 年度	N+2 年度	N+3 年度
将来人口(人)	386,521	390,125	395,079
サービス見込量(人)	680	686	695

※小数点以下四捨五入

### （参考）サービス見込量の推計における留意点

- 上述の①②の推計方法による見込量の算出を行う際は、実績値の特徴により、以下の点に留意する必要があります。

データの特徴	留意点
実績値の値が小さい	<ul style="list-style-type: none"><li>・実績値の変化により推計値の値が変化しやすい。</li><li>・特に直近の値の変化が大きい場合、その影響により値が大きく変化しやすい。</li></ul>
実績値の値が極端に増加（減少）している	<ul style="list-style-type: none"><li>・特に幾何平均による算出の場合、実績値の変化に応じて推計値が急激に増加（減少）しやすい。そのため、2年後、3年後の推計値が過大（過少）に推計されてしまう可能性がある。</li></ul>

- また、①②の推計方法では、制度の変更等による利用者範囲の拡大や、サービス提供者の増加などにより、利用者数（利用率）に大幅な増減の可能性がある場合には、実績値から正確な推計値を得ることは難しいといえます。

(参考) 実績値に基づく見込量及びアンケート調査結果を参考としたサービス見込量の検討

- 実績値に基づくサービス見込量を算出した上で、アンケート調査結果を参考し、最終的なサービス見込量を検討する方法について具体的な手順の例を示します。

#### 手順Ⅰ 実績値に基づくサービス見込量の算出

「(7) 実績値に基づくサービス見込量の推計方法」にあるとおり、実績値の変化率に基づくサービス見込量を算出します。

#### 手順Ⅱ アンケート調査結果に基づくサービス見込量の増減傾向の把握

次に、アンケート調査結果（Ⅲ. 資料編（1）アンケート調査票（例）問34）における「現在のサービス利用」及び「今後3年以内の利用予定」のクロス集計を行います。

以上より、減少要素の回答数と増加要素の回答数を比較するなどし、今後の見込量の増減の可能性についての参考とすることができます。

(例) アンケート調査結果のクロス集計とその解釈の具体例

##### Ⅱ-1. のクロス集計の実施

「現在のサービス利用」及び「今後3年以内の利用予定」のクロス集計を行います。

区分		今後3年以内の利用予定				
		増やす予定	維持	減らす予定	利用予定がない	計
現在の利用状況	利用している	1	74	2	0	77
	利用していない	18	21	0	458	497
	計	19	95	2	458	574

##### Ⅱ-2. クロス集計の解釈

クロス集計結果をもとに、減少要素と増加要素を整理し、比較します。

「現在利用している」かつ「減らす予定」 2人 (減少要素)

「現在利用している」かつ「利用予定がない」 0人 (減少要素)

「現在利用していない」かつ「増やす予定」 18人 (増加要素)

「現在利用している」かつ「増やす予定」 1人 (増加要素)

減少要素（2人）と増加要素（19人）を比較すると増加要素の方が多いため、アンケートの回答結果からは利用量は増加傾向を示しています。

なお、増減傾向を判断するには減少要素と増加要素について、減少要素の回答数と増加要素の回答数が全有効回答数に占める割合等も考慮する必要があります。

#### 手順Ⅲ 実績値に基づく見込量とアンケート調査結果を踏まえたサービス見込量の検討

手順Ⅰで算出した実績値に基づく見込量について、手順Ⅱのアンケート調査に基づく増減の判断結果を踏まえ、見込量の検討を行います。両者の関係について整理すると以下のとおりです。

		手順Ⅱ アンケート調査結果に基づく増減傾向		
		増加傾向	一定	減少傾向
手順Ⅰ 実績値に基づく見込量の 増減傾向	増加傾向	増加	増加または一定	要検討
	一定	増加または一定	一定	減少または一定
	減少傾向	要検討	減少または一定	減少

上記のパターンを踏まえ、手順Ⅰ、手順Ⅱを精査し、手順Ⅰで算出した値の修正を検討することとなります。特に手順Ⅰと手順Ⅱの傾向が相反している場合は、その要因を分析するなど十分な精査が必要となります。

手順Ⅰの結果の精査については、P.21「（参考）サービス見込量の推計における留意点」にあるとおり、実績値の値が小さい場合や、大きく増減している場合には留意が必要であることを踏まえ、算出結果の妥当性を検討する必要があります。

手順Ⅱの結果の精査については、上述のとおり、全有効回答数に占める増加要素の割合および減少要素の割合を確認すること（例えば、全有効回答数に占める増加要素の割合が高いほど、増加の傾向が強いと考えることができます。）が必要となります。

また、P.13「（参考）クロス集計の例」における<サービス見込量の参考とする場合のクロス集計>にあるとおり、サービスの利用予定と年齢階層や障害支援区分等のクロス集計を行うことで、回答者が実際に当該サービスの対象者か否か等を判断し、回答結果がどの程度サービス見込量の増減に繋がるかを検討することが考えられます。ただし、クロス集計は細分化に用いる項目が多くなるほど（3つ以上等）、条件に該当する人数が少なくなり、結果の分析やその見込量への反映が繁雑になることに留意を要します。

以上の検討を踏まえつつ、その他の調査結果等も参考にし、見込量を検討することが考えられます。

【補足】

- 最終的な見込量の設定にたっては、実績値に基づく見込量やアンケート調査結果のほか、国や自治体の障害福祉施策や地域社会の実情、サービスの供給量に影響する事業者の実態等についても考慮することが望まれます。
- 事業者の実態については、例として、P.16「（参考）事業所調査」に示すとおり、既存の事業者への調査等により事業の今後の予定を確認する等により、供給量の増減傾向を把握することが考えられます。
- なお、自治体によっては、日頃のサービス利用者や事業者とのコミュニケーションの中で把握される利用実態やニーズ、サービス供給側の状況や予定についても参考とし、見込量を検討している例があります。これらの要素も踏まえ、最終的な見込量を検討することも望ましいといえます。

## Ⅱ. 障害福祉計画のPDCAサイクルについて

### 1. PDCAサイクルの必要性等

#### (1) PDCAサイクルの必要性

##### ①PDCAサイクルの必要性と法上の規定

- 計画は、障害者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。
- そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけではなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していくことが求められます。
- 平成25年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、平成28年6月に改正された児童福祉法においても、同様に規定されています。

##### ○障害者総合支援法（抜粋）

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第89条の2 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

##### ○児童福祉法（抜粋）

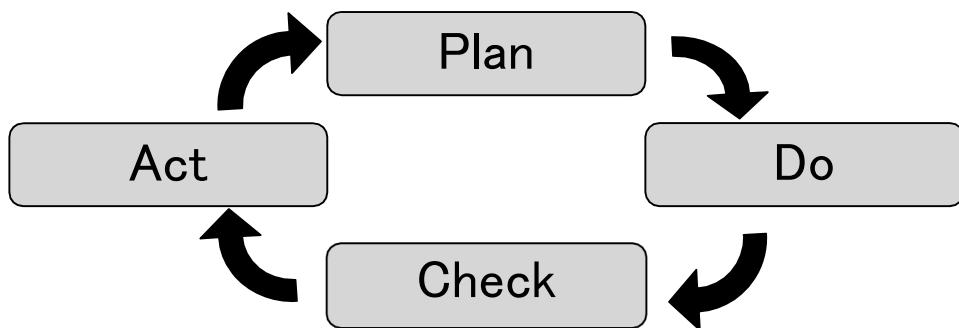
第33条の21 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

第33条の23 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

## ②PDCA サイクルとは

- 「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。
- 業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。

図表 11 PDCA サイクルイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

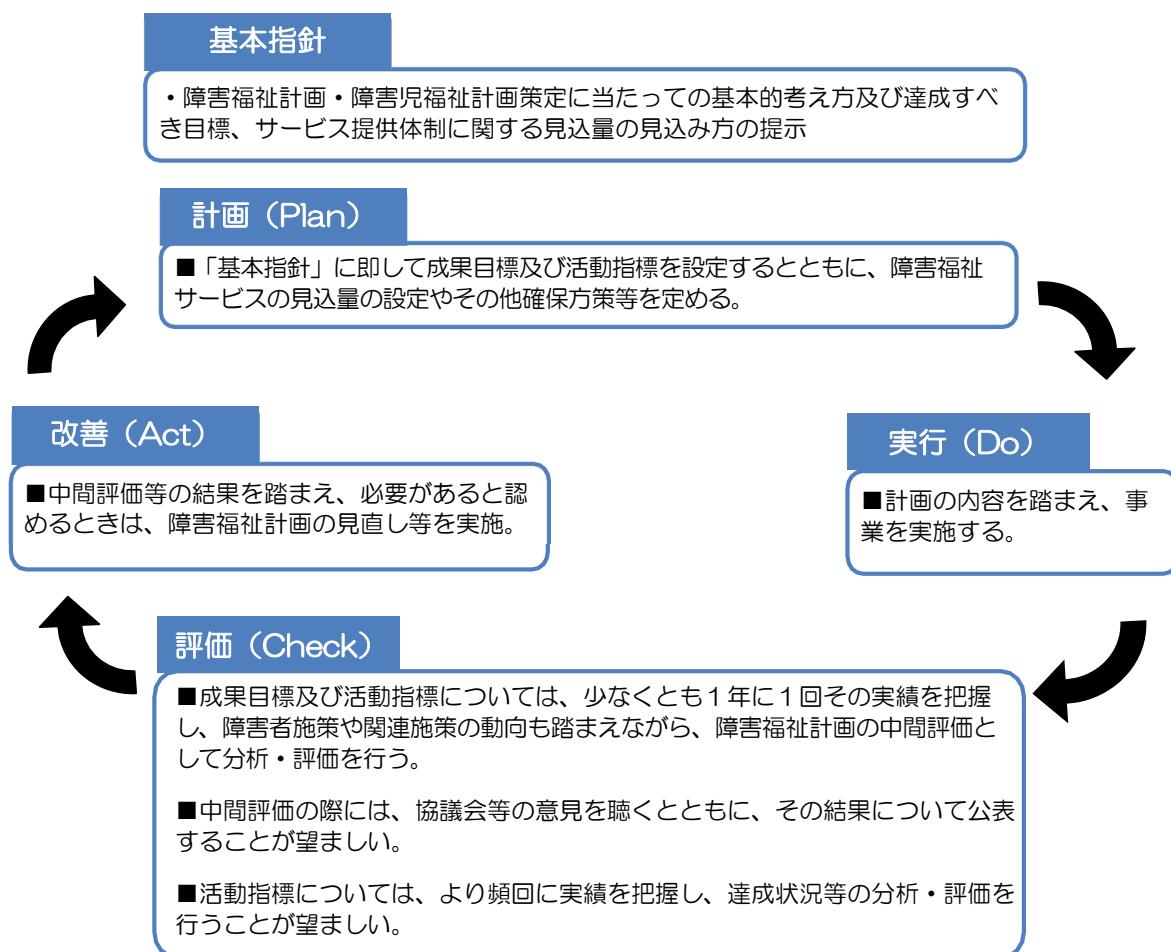
## (2) 計画における PDCA サイクル

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。）において、PDCA サイクルを導入しています。
- 基本指針における PDCA サイクルのプロセスは、次のとおりとされています。
  - ・ 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること
  - ・ また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聞くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
  - ・ 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと
- これらの PDCA サイクルのプロセスを念頭に、計画の作成の段階において、基本指針に即しつつ地域の実情に応じて成果目標及び活動指標を設定するとともに、成果目標の達成に向けて必要となる活動指標についても整理しておくことが必要となります。

※「成果目標」とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

※「活動指標」とは、国全体で達成すべき数値目標の形では設定しないが、都道府県・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

図表 12 障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ



## 2. 障害福祉計画における PDCA サイクル

### (1) 計画 (Plan)

- 計画において PDCA サイクルを実施することを考えると、計画の作成の段階から、①計画の策定と評価を行う体制の整理を行うこと、②成果目標の設定とそれらを測る活動指標を整理しておくこと、③計画の策定の段階で、どの時点で実績を把握し分析・評価を行うかのスケジュールを整理しておくことが必要と考えられます。
  - ①計画に関わる様々な主体の計画策定への参画、評価の体制の整理
- 計画の内容は障害分野だけでなく労働分野など様々な分野に関係することから、府内の関係部局だけでなく、サービス事業所や障害者団体等の関係者と協力し、目標達成に向けて取組みを進めることができます。
- 計画の作成の際には、多くの自治体において協議会や施策推進協議会等を活用することにより、障害当事者も含めた会議体で意見を聴くなど、計画の作成の段階から多くの関係者が参画し、目標の共有が図られています。
- これにより、計画の実行に向けた関係者の当事者意識を高めるとともに、多くの関係主体が関わることで計画の実行段階での連携・協力を容易にすることが考えられます。
- また、計画の策定に関わった関係者は、計画の進行管理の一貫性の観点から、計画の評価の際にも関わることが望まれます。なお、自治体によっては、計画の策定・評価に複数の会議体が関係する場合がありますが、会議体ごとに意見が分かれることが想定されるため、それぞれの会議体の役割は事前に整理しておくことが望されます。

---

#### ②目標と指標の整理

- PDCA サイクルで成果目標と活動指標を設定し、中間評価等においてその進捗状況の確認を行うにあたり、計画の作成の段階で成果目標と関連する活動指標について整理しておくことが必要となります。
- 基本指針において示されている成果目標と活動指標の関係以外に、独自に目標や指標を設定することで、より適切な評価が行われるよう工夫することが望れます。また、目標等を独自に設定する場合、明確に数値で測れるものを設定しておくことが必要です。例えば、「障害者が安心して暮らせる地域社会の実現」といった抽象的・理念的なものでは分析・評価が難しくなります。
- なお、成果目標を設定する際の考え方や対応する活動指標については、管理用のシートを作成し、経年的に状況を確認できるようにしておくことが望れます。当該管理用シートがあれば、PDCA サイクルにおける年度ごとの活動の評価・改善の状況も含めて管理できるため、次期計画の見直し等においても活用することができると思われます。

図表 13 PDCA サイクルの管理用シートのイメージ

基本指針の目標		目標A		
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	○年度末までの目標Aの目標値 ●人 (●%) (○年度末の●人の●%以上) <b>【目標設定の考え方等】</b> ●●を基に設定。現状、●●が課題となっており、目標の達成に向けて●●等を実施。		
		目標①	○年度 人 (%)	○年度 人 (%)
		【参考】第○期計画での実績（見込） 累計目標人数●人		
		目標②	○年度 人 (%)	○年度 人 (%)
	主な活動指標 (内容)	○活動指標等の一覧		
		活動指標①	○年度 見込 人	○年度 人
			実績 人	人
		活動指標②	○年度 見込 人	○年度 人
			実績 人	人
	○年度	活動指標③	○年度 見込 人	○年度 人
			実績 人	人
		評価 (C)		協議会等意見
		【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】		改善 (A) 【次年度における取組等】

### ③PDCA サイクルのスケジュール設定

- PDCA サイクルにより計画の内容の進行管理を適切に行うためには、計画の作成時点において、どの時点で実績を把握し、評価を行うかについて、整理しておくことが必要です。
- 成果目標や活動指標の実績を把握するためには、独自に調査を行うことが必要となることもあります、評価のタイミングに合わせて準備をしておく必要があります。また、評価の結果、課題等が見つかった場合に改善につなげるためには、次年度の予算要求のタイミングに合わせてPDCAサイクルを実施するスケジュールを立てることが考えられます。

図表 14 PDCA サイクルのスケジュール設定のイメージ

月	府内での取組	府外（協議会等）での取組
4月		
5月	(関係部局)	
6月	・目標等の進捗状況の調査、分析、課題等の整理	
7月		→・目標等の進捗状況の報告、意見集約
8月	(関係部局)	
9月	・協議会等の意見等を踏まえ、対応方針を検討	
10月		
11月	(府内推進会議等①) ・検討状況の進捗の報告等	
12月	(府内推進会議等②) ・検討状況の進捗の報告等	
1月	(府内推進会議等③) ・検討状況の進捗の報告等	
2月		↓
3月		→・次年度の取組等を報告、意見集約

※中間評価を行う際を想定。

## (2) 実行 (Do)

- 計画の実行は、作成した新しい計画を基に目標等の達成に向けて施策を推進していくことになりますが、その他にも新しい計画の周知を図ることや、評価のために成果目標等の実績把握のための準備等を行うことが必要になります。

### ①計画の周知

- 作成した新しい計画については、サービス事業所や障害者団体等だけではなく、広く管内の住民に対しても周知を行うことが望されます。
- その際には、計画の概要を作成し計画の全体とともにホームページ等に掲載することや、広報誌・チラシ・パンフレット、障害者団体等が発行する広報紙等を通じて、計画の周知を図ることが考えられます。

### ②評価 (Check) のための準備

- PDCAサイクルを実施するにあたり、成果目標等の実績を把握する必要がありますが、サービスの利用実績のように障害者自立支援給付等実績データ（国保連データ）では把握できないものについては、独自に調査を行う必要があります。
- 独自に調査を行う場合、調査に時間がかかるため、作成したPDCAサイクルのスケジュール等を基に、中間評価に向けて調査票を作成しておくなど、実績を把握するための準備をしておくことが望されます。

## (3) 評価 (Check)

- 計画の評価は、少なくとも1年に1回中間評価として実施することが必要となります。また、活動指標を用いた中間評価についても、より高い頻度で実績を把握し、分析・評価を行うことが望されます。

### ①中間評価

- 計画の中間評価では、設定した成果目標と活動指標の実績を基に、直近の状況から計画最終年度において設定した目標が達成できるかどうか等を含めて分析・評価を行い、必要に応じて計画を見直すこと等の措置を検討します。
- 中間評価においては、設定した成果目標等の達成状況に問題がない場合には、引き続き、実施している施策等の推進を行っていくことが考えられますが、達成状況に問題が見られる場合には、その要因の分析が必要となります。要因の分析においては、当事者やサービス事業者からなる計画策定に関わった組織体に意見を聞くなどの方法により、利用者や事業者の視点からの意見も収集し、課題の抽出の参考とすることが考えられます。
- また、要因分析の結果、成果目標等が達成される見込みがない等の課題が抽出された場合、成果目標等が達成されるよう改善方策の検討を行うことが必要であり、この場合、必要に応じて、施策の見直しや新規施策の追加、計画の見直し等も含めてどのような対応をとるかを検討することになります。

## ②活動指標を用いたより頻回な分析・評価

- 活動指標を用いた分析・評価においては、その時点における実績から、達成見込み等を含めた状況の分析を行うことになります。
- 活動指標における分析・評価は、中間評価を行う時期を見据えながら適切な時期に、設定した活動指標の見込量のとおり順調に推移しているか等の確認を行うことになります。

## ③分析・評価の結果のとりまとめと課題抽出

- 中間評価、活動指標を用いたより頻回な分析・評価いずれについても、計画の担当部署が分析・評価の結果をまとめることになりますが、とりまとめに当たっては、成果目標等に関連する個々の事業等を担当する部署において現状分析を行うなど、課題を明確にすることが必要と考えます。上記のようにサービス事業者等からの情報なども含め、現状を多面的に分析することにより、課題の抽出を行う必要があります。
- また、これらの結果は表などの形にわかりやすく整理し、最終的な評価主体となる組織体（前述の協議会など）に提示し、評価の妥当性の検証と改善方向の検討を行うことが望まれます。

図表 15 分析・評価の視点の例

成果目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・目標の設定の際の想定をふりかえり、実績との差異を分析する。</li><li>・目標にかかる活動指標の実績を分析し、目標への寄与の状況を評価する。また、目標に関わる事業者等の動向についても合わせて把握し、現在の課題等を整理する。</li><li>・目標と実績で齟齬が生じている場合は、現状をふまえて目標を見直すのか、目標に向けて新たな活動指標（事業等の充実や新規事業の追加等）の設定を行うのか等について検討を行う。</li></ul>
活動指標	<ul style="list-style-type: none"><li>・国保連データ等を活用し、サービス利用実績と見込量との差異を分析する。</li><li>・国保連データで実績が把握できない活動指標を設定した場合、必要に応じて調査等を実施。</li><li>・事業者等の動向について把握し、サービスの供給状況等から今後のサービス提供体制について検討する。</li><li>・サービス利用実績と計画の見込量との乖離が大きい場合は、サービスの利用・供給増に向けた活動内容の充実や新たな活動の検討等を行う。</li></ul>

#### (4) 改善 (Act)

- 計画の改善は、中間評価の結果等を受け、施策の見直し・新規施策の追加や計画の見直し等も含めた対応を実施することになります。
- 計画の見直しを行う場合においては、協議会等における意見も交えつつ、計画の策定に必要となる手続を踏まえた上で、計画の見直しを行うことになります。
- なお、計画のPDCAサイクルを実施している自治体の取組事例は、下表に参考として掲載しています。

##### ①計画の見直しと計画の推進方策の見直し

- 評価の結果、改善項目がきわめて多く、計画のあり方そのものに大きな問題が想定される場合には、計画期間内であっても、計画そのものの見直しを考える必要があります。計画期間中に、計画そのものを見直す必要が生じることは、計画策定後にきわめて大きな状況変化が生じた場合などが考えられます。
- 一方、評価の結果を受け、施策の見直し・新規施策を追加するといった計画の推進方策の改善を行う取組みは、PDCAサイクルを実施している自治体でさまざまに行われています。

##### ②改善に向けた取組みの検討と実施

- 評価により抽出された課題に基づき、その改善に向けた具体的な取組みを検討します。取り組みの実施に当たっては予算措置が必要となる場合もあるため、適切なスケジュールを設定し、対応できる体制としておくことが重要です。
- 改善の取組みの具体化の手順としては、協議会等に評価結果、課題、取組み方向の案などを提示し、改善についての提言等を整理することが考えられます。庁内の関係部署はそれを受け具体的な事業等を計画・立案し、予算措置も含めて実行に向けた取組みを進めることができます。

図表 16 PDCA サイクルを実施している自治体での改善例

	課題	主な改善の取り組み例
成 果 目 標	地域生活 移行が進 まない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度障害者が入居できるグループホームが少なく、移行が難しくなっているため、重度者対応のグループホーム整備に向けた取組みを進める。</li> <li>・ 施設への聞き取りによれば、緊急時対応などの不安が強いため、在宅での緊急時支援の体制について充実策を検討する。</li> <li>・ 地域移行に関して相談先が限られており、十分な対応ができていないと考えられたため、相談支援の充実を進める。</li> <li>・ 地域移行に向け、宿泊型自立訓練施設等の効果的な活用方策を検討する。</li> </ul>
	福祉施設 から一般 就労への 移行が進 まない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般企業の障害者雇用をさらに進める必要があるため、障害者雇用に関する支援制度などの情報提供、就労希望者の紹介などの体制をさらに強化する。</li> <li>・ 就労移行支援事業の利用ニーズに対して、事業所が不足しているため、事業所参入の条件整備を検討する。</li> <li>・ 就労を希望する障害者への支援として、関係機関が連携し、より効果的な個別支援のあり方を検討する。</li> </ul>

活動指標	<p>供給が想定より遅れている</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当初の見込みと比べて供給体制の整備が遅れていることから、事業者と連携して体制整備を前倒しで進める（相談支援等）。</li> <li>地域に事業所が少なく、特に障害児を受け入れられる事業所がないため、事業所と連携して障害児受け入れ体制の整備を図る（短期入所等）。</li> </ul> <p>利用が想定より少ない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用は年々増加しているものの、事業所において、的確なニーズ把握ができていないという課題がみられることから、ニーズの洗い出し等、地域支援の枠組みの中で連携を進める（居宅介護等）。</li> <li>利用者ニーズを満たすためには、事業所だけでなく、各種地域資源との連携や活用が重要であるため、事業の周知を進め、連携先の拡充を進める（就労移行支援等）。</li> <li>重度障害者が利用できる事業所が少ないとから、重度者が利用できる基盤整備について検討を進める（生活介護等）。</li> <li>サービスメニューに関して、余暇支援などのニーズが高くなっていることから、現状の補助内容を見直して余暇関連の充実を促進する（地域活動支援センター等）。</li> <li>事業所の立地が偏在しており、サービスを利用しにくい地域があることから、当該地域でのサービス提供に対する補助を行う（生活介護等）。</li> </ul>
------	---

## (5) PDCA サイクルの結果の公表

- 中間評価の結果については、障害当事者や障害福祉サービス事業者などの関係者のか、一般住民等も含めて広く公開することが望されます。
- 公表に当たっては、閲覧者が理解し易いように工夫するとともに、自立支援協議会などで使用した資料もできるだけ公開することが望されます。PDCAサイクルを実施している自治体においては、計画の策定や評価に関わった組織体に諮った会議資料等をホームページで公開していることが多くみられます。
- また、資料の公表に当たっては、読み上げソフト対応とする等、情報を得やすくする配慮を行うことが望されます。

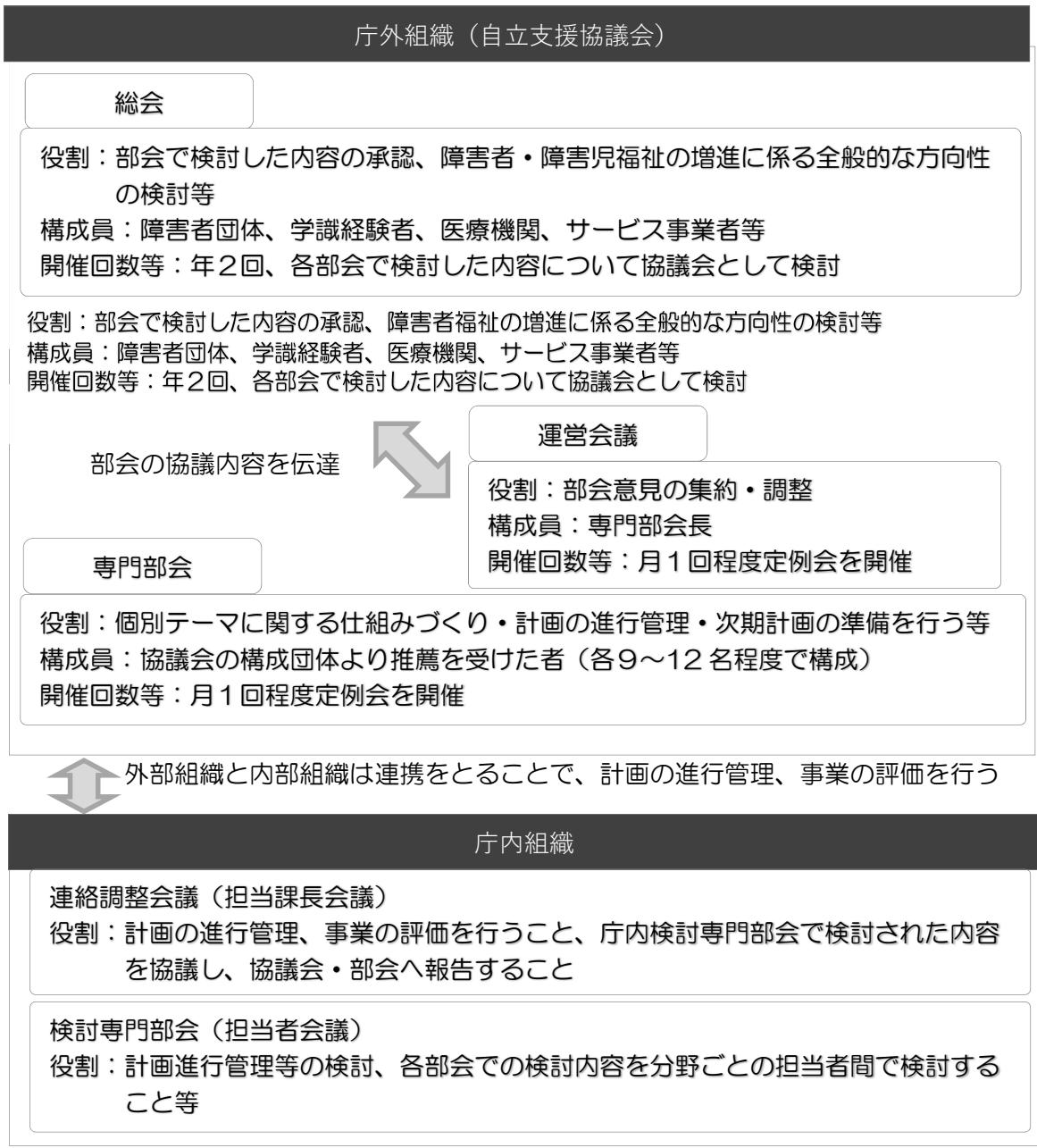
(参考) PDCA サイクルを実施している自治体の実施体制等

(市町村の例)

①PDCAサイクルの実施体制

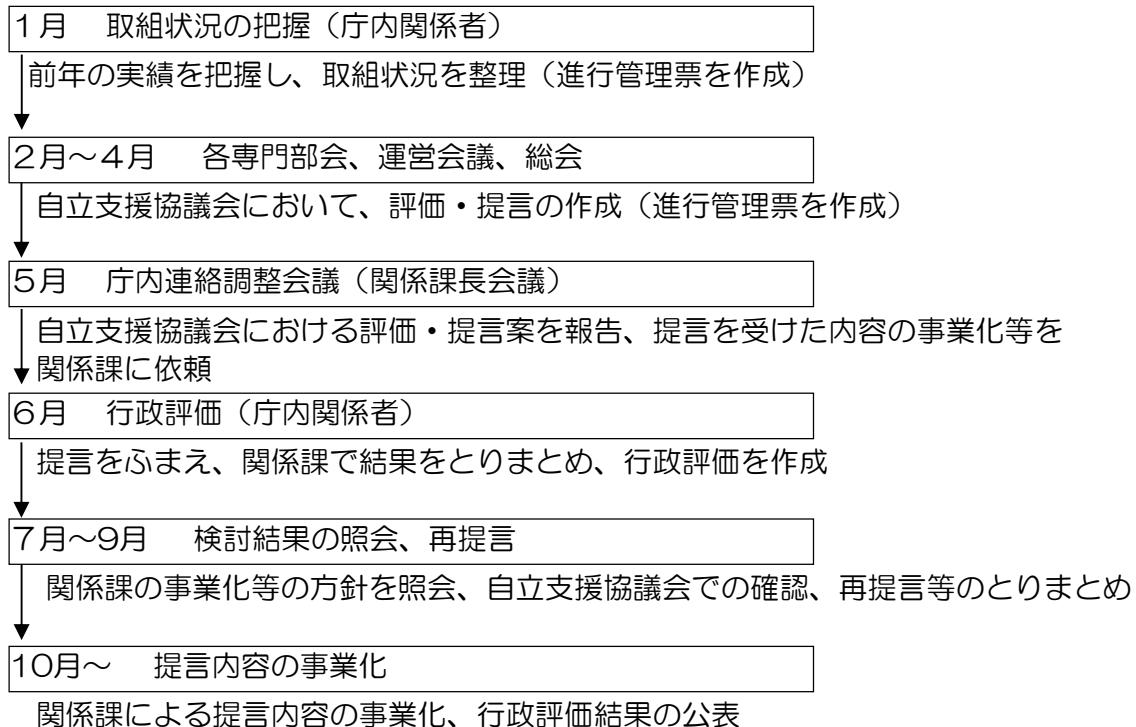
- 計画の実施状況の評価等を行うための体制として、障害者・障害児団体等で構成される外部組織と、庁内の関係者で構成される内部組織を置き、それぞれ連携して評価等を行っている。
- 外部組織としては、自立支援協議会を活用しており、協議会の下にテーマごとに部会を設置し、毎年度の計画の実施状況等の評価を行い、提言として意見集約を行っている。
- また、内部組織としては、担当者レベルでの会議体と担当課長レベルでの会議体を設け、それぞれ計画の進行管理を含めた事業の評価等を行っている。

〈組織体制の概念図〉



## ②PDCAサイクルのスケジュール

- 計画の実施状況の評価等を行う流れとしては、次のようなスケジュールで実施している。



## ③計画実施状況の評価等に基づく事業見直し、新規事業化等

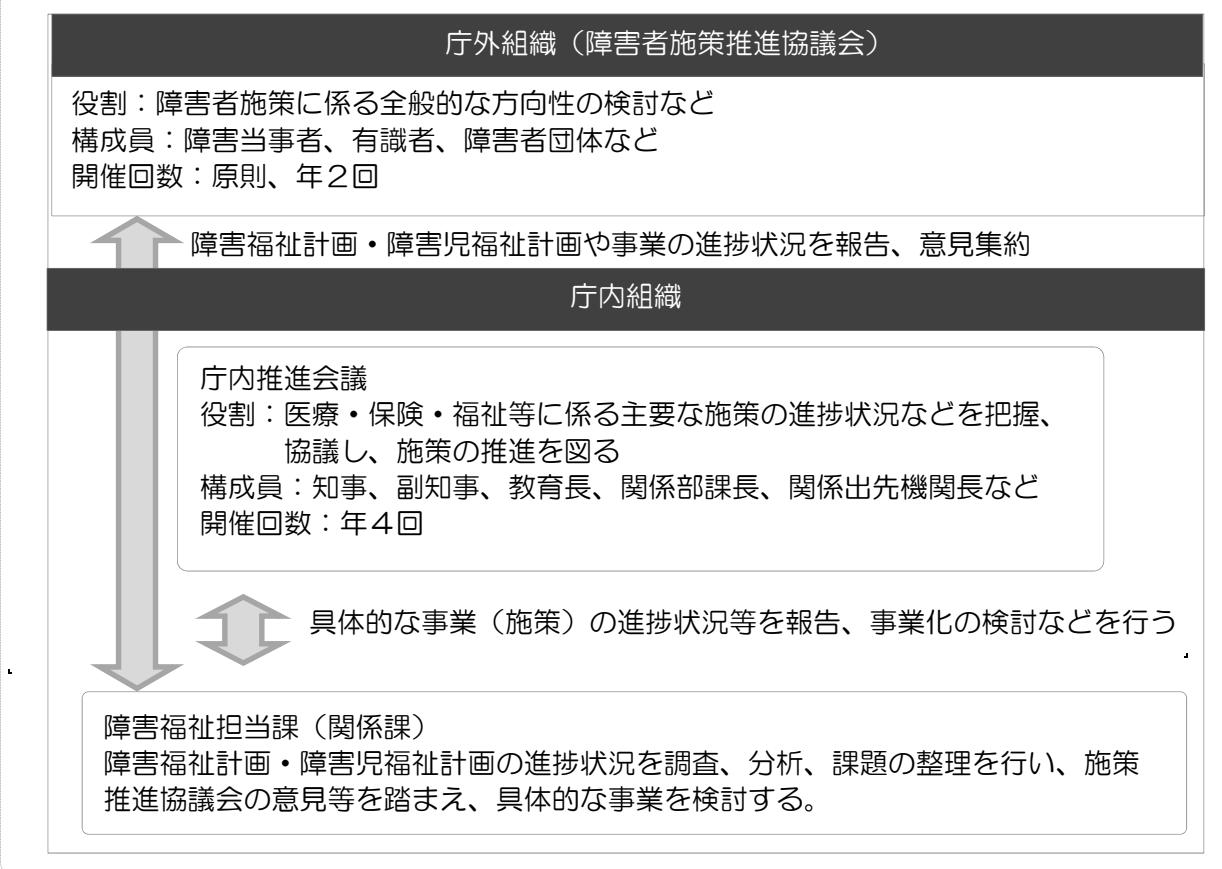
- 法定サービスで、見込に対し供給が不足しているものについては、その要因を分析し、事業者参入の条件整備を検討するなどの取組みを行っている。
- また、計画の評価における提言等をふまえ、日中一時支援事業の箇所数の増加、社会参加促進事業系の事業内容見直し（訓練事業から余暇支援事業への変更）、相談窓口の一元化などの対応を実施した。

## (都道府県の例)

### ①PDCAサイクルの実施体制

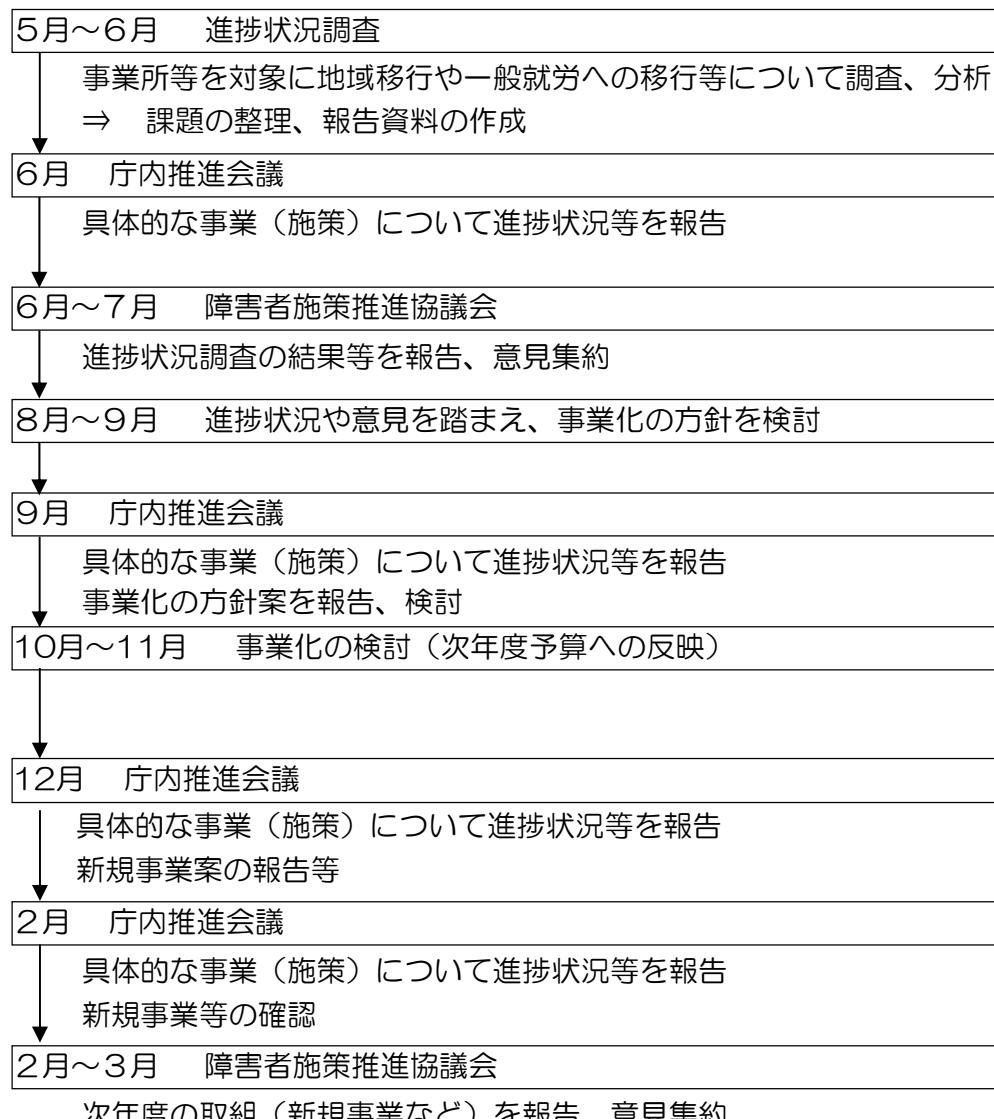
- 計画の実施状況の評価等を行うための体制として、障害者団体等で構成される外部組織と、庁内の関係者で構成される内部組織を置いている。
- 外部組織としては、障害者施策推進協議会を活用し、毎年度の計画の実施状況等の評価を行っている。
- また、内部組織としては、医療・保健・福祉等に係る主要な施策の進捗状況などを把握、協議し、施策の推進を図るための庁内推進会議を設置しており、計画の進行管理を含めた事業の評価、事業化の検討等を行っている。

＜組織体制の概念図＞



## ②PDCAサイクルのスケジュール

- 計画の実施状況の評価等を行う流れとしては、次のようなスケジュールで実施している。



## ③計画実施状況の評価等に基づく事業見直し、新規事業化等

- 計画の評価等により、圏域によって通所サービスの利用に大きな差が見られたため、中山間地域での事業所立ち上げに対する補助事業を創設するなどの取組みを行った。



### III. 資料編

---

(参考1) アンケート依頼文・調査票（例）

(参考2) ヒアリング依頼文（例）

(参考3) 管理シート（例）

(参考1)

## 福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い

日頃より●●市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

●●市では現在、令和●年度を初年度とする第●期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。そのため、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施することになりました。

調査の対象者は、●●から選ばせていただきました。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の回答内容が明らかにされたりすることはございません。調査票は●●市個人情報保護条例にしたがい、適切な管理をいたします。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定および施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ございません。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和●年●月 ●●市

### <記入要領>

- 宛名のご本人が直接回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向を尊重して記入してください。
- 質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 記入が終わりましたら、●月●日までに封筒の返信用封筒を使ってご返送ください。
- このアンケート調査へのご質問などは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

# ふくし かん あんけ 一とちょうさ 福祉に関するアンケート調査 ちょうさひょう 調査票

問1 お答えいただくのは、どなたですか。 (〇は1つだけ)

1. 本人 (この調査票が郵送された宛名の方)
2. 本人の家族
3. 家族以外の介助者

※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人 (この調査票の対象者：障害のある方) の状況などについて、お答えください。

あなた (宛名の方) の性別・年齢・ご家族などについて

問2 あなたの年齢をお答えください。 (令和〇年〇月〇日現在)

まん 満  歳

問3 あなたの性別をお答えください。 (〇は1つだけ)

1. 男性
2. 女性

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。 (〇は1つだけ)

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

✓選択肢は各自治体で設定してください。

とい  
問5 いま、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。（あてはまるものすべてに○）

くくる 一 ふくし ふくししせつとう りょう かた  
※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5.」としてください。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟姉妹    | 2. 配偶者（夫または妻） |
| 3. 子ども            | 4. その他（<br>）  |
| 5. いない（一人で暮らしている） |               |

とい  
問6 日常の生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑩のそれぞれにお答えください。（①から⑩それぞれに○を1つ）

こう 項	もく 目	ひよう 不要	いちぶ 一部 (時々) ひつよう 必要	ぜんぶひつよう 全部必要
① 食事の介助		1	2	3
② トイレの介助		1	2	3
③ 入浴の介助		1	2	3
④ 衣服の着脱の介助		1	2	3
⑤ 身だしなみの介助		1	2	3
⑥ 家の中の移動の介助		1	2	3
⑦ 外出の介助		1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通の援助		1	2	3
⑨ お金の管理の援助		1	2	3
⑩ 薬の管理の援助		1	2	3

とい  
【問6で「一部（時々）必要」又は「全部必要」と答えた方がお答えください】

とい  
問7 あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1. 父母・祖父母・兄弟姉妹 | 4. ホームヘルパーや施設の職員  |
| 2. 配偶者（夫または妻）  | 5. その他の人（ボランティア等） |
| 3. 子ども         |                   |

【問7で1. 2. 3. と答えた方がお答えください】

問8 あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

①年齢（令和〇年〇月〇日現在）  
 まん 満   歳

②性別（〇は1つだけ）  
 1. 男性      2. 女性

③健康状態（〇は1つだけ）  
 1. よい      2. ふつう      3. よくない

### あなたの障害の状況について

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。（〇は1つだけ）

1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. 4級
5. 5級	6. 6級	7. 持っていない	

問10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。  
 （〇は1つだけ）

1. 視覚障害	2. 聴覚障害
3. 音声・言語・そしゃく機能障害	4. 肢体不自由（上肢）
5. 肢体不自由（下肢）	6. 肢体不自由（体幹）
7. 内部障害（1～6以外）	

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。（〇は1つだけ）

1. 重度	2. その他
3. 知的障害があるが手帳を持っていない	4. 持っていない

✓ 療育手帳の名称及び選択肢は自治体内で用いられているものを記載ください。

とい  
問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。 (〇は1つだけ)

- |                      |           |       |
|----------------------|-----------|-------|
| 1. 1級                | 2. 2級     | 3. 3級 |
| 4. 精神障害があるが手帳を持っていない | 5. 持っていない |       |

とい  
問13 【18歳未満の方のみお答えください】あなたは重症心身障害の認定を受けていますか。 (〇は1つだけ)

※重症心身障害とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態のことを言います。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

✓自治体において重症心身障害の認定を行っていない場合、設問文を「あなたは重症心身障害に該当しますか。」等に修正してください。

とい  
問14 あなたは難病（指定難病）の認定を受けていますか。 (〇は1つだけ)

※難病（指定難病）とは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療法が確立していない他の特殊な疾患をいいます。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1. 受けている | 2. 受けていない |
|----------|-----------|

とい  
問15 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。 (〇は1つだけ)

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

とい こうじのうきのうしうがい しんだん  
問16 あなたは高次脳機能障害として診断されたことがありますか。  
(〇は1つだけ)

こうじのうきのうしうがい いっぽん かいしうせいのうそんしう のうけっかんしうがいとう  
※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳  
そんしう う こういしゆうなど しょう きおくしうがい ちゅういしゆうがい しゃかいてき  
に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的  
こうどうしうがい にんちしうがいなど さき ぐたいてき  
行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には  
かいわ あ とう しょうじう 「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

1. ある

2. ない

とい せんたく かた こた  
【問16で「ある」を選択された方がお答えください】

とい かんれんしうがい こた  
→問17 その関連障害をお答えください。(あてはまるものすべてに〇)

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 視覚障害           | 2. 聴覚障害      |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障害 | 4. 肢体不自由(上肢) |
| 5. 肢体不自由(下肢)      | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 7. 内部障害(1~6以外)    |              |

とい げんざいいりょうてき け う  
問18 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(〇は1つだけ)

1. 受けている

2. 受けていない

とい う せんたく こた  
【問18で「受けている」を選択された方がお答えください】

とい げんざい う いりょうてき け あ かいどう  
→問19 あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。  
(あてはまるものすべてに〇)

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1. 気管切開        | 2. 人工呼吸器(レスピレーター)  |
| 3. 吸入          | 4. 吸引              |
| 5. 胃ろう・腸ろう     | 6. 鼻腔経管栄養          |
| 7. 中心静脈栄養(TVH) | 8. 透析              |
| 9. カテーテル留置     | 10. ストマ(人工肛門・人工膀胱) |
| 11. 服薬管理       | 12. その他            |

## す く 住まいや暮らしについて

とい  
問20 あなたは現在どのように暮らしていますか。 (〇は1つだけ)

1. ひとりで暮らしている
2. 家族と暮らしている
3. グループホームで暮らしている
4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
5. 病院に入院している
6. その他 ( )

とい  
問21 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。 (〇は1つだけ)

1. 一般の住宅で一人暮らしをしたい
2. 家族と一緒に生活したい
3. グループホームなどを利用したい
4. 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
5. その他 ( )

とい  
問22 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
(あてはまるものすべてに〇)

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること
2. 障害者に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他 ( )

## にっちゅうかふどう しゅうろう き 日中活動や就労についてお聞きします。

とい 23 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。（〇は1つだけ）

- まいにちがいしゅつ  
1. 每日外出する
- しゅうかん すうかいがいしゅつ  
2. 1週間に数回外出する
- がいしゅつ  
3. めったに外出しない
- がいしゅつ  
4. まったく外出しない

【問24から問26は、問23で、4. 以外を選択した方がお答えください。】

とい 24 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。（〇は1つだけ）

- |   |                                       |
|---|---------------------------------------|
| ふくしょく そふくしょく きょうだいしまい<br>1. 父母・祖父母・兄弟姉妹 | はいぐうしゃ おっと つま<br>2. 配偶者（夫または妻）        |
| こども<br>3. 子ども                           | ほーむへるばー しせつ しょくいん<br>4. ホームヘルパーや施設の職員 |
| たひと ほらんていたう<br>5. その他の人（ボランティア等）        | ひとり がいしゅつ<br>6. 一人で外出する               |

とい 25 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。  
(あてはまるものすべてに〇)

- |                                 |                               |
|---------------------------------|-------------------------------|
| つうきん つうがく つうしょ<br>1. 通勤・通学・通所   | くんれん りは びり い<br>2. 訓練やリハビリに行く |
| いりょうしきかん じゅしん<br>3. 医療機関への受診    | かものい<br>4. 買い物に行く             |
| ゆうじん ちじん<br>5. 友人・知人に会う         | しゅみ すぼーつ<br>6. 趣味やスポーツをする     |
| ぐるーぶ かつどう さんか<br>7. グループ活動に参加する | さんぽい<br>8. 散歩に行く              |
| た<br>9. その他 ( )                 |                               |

問26 外出する時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 公共交通機関が少ない（ない）
2. 列車やバスの乗り降りが困難
3. 道路や駅に階段や段差が多い
4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい
5. 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）
6. 介助者が確保できない
7. 外出にお金がかかる
8. 周囲の目が気になる
9. 発作など突然の身体の変化が心配
10. 困った時にどうすればいいのか心配
11. その他（ ）

問27 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。（○は1つだけ）

1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
3. 専業主婦（主夫）をしている
4. 福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）
5. 病院などのティケアに通っている
6. リハビリテーションを受けている
7. 自宅で過ごしている
8. 入所している施設や病院等で過ごしている
9. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
10. 特別支援学校（小中高等部）に通っている
11. 一般の高校、小中学校に通っている
12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに通っている
13. その他（ ）

【問28は、問27で1. を選択した場合にお答えください。】

→ **問28 どのような勤務形態で働いていますか。（○は1つだけ）**

1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない
2. 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある
3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
4. 自営業、農林水産業など
5. その他（ ）

【問29は、問27で1. 以外を選択した18~64歳の方がお答えください。】

→ **問29 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思しますか。（○は1つだけ）**

1. 仕事をしたい
2. 仕事をしたくない、できない

【問30は、問29で1. を選択した方がお答えください。】

→ **問30 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思しますか。（○は1つだけ）**

1. すでに職業訓練を受けている
2. 職業訓練を受けたい
3. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

【問31 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 通勤手段の確保
2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
4. 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること
5. 在宅勤務の拡充
6. 職場の障害者理解

7. 職場の上司や同僚に障害の理解があること
8. 職場で介助や援助等が受けられること
9. 具合が悪くなった時に気軽に通院できること
10. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
11. 企業ニーズに合った就労訓練
12. 仕事についての職場外での相談対応、支援
13. その他 ( )

### 相談相手についてお聞きします。

問32 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。  
(あてはまるものすべてに○)

1. 家族や親せき
2. 友人・知人
3. 近所の人
4. 職場の上司や同僚
5. 施設の指導員など
6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
7. 障害者団体や家族会
- 8.かかりつけの医師や看護師
9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
10. 民生委員・児童委員
11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
13. 行政機関の相談窓口
14. その他 ( )

とい  
問33 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ること  
が多いでですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
2. 行政機関の広報誌
3. インターネット
4. 家族や親せき、友人・知人
5. サービス事業所の人や施設職員
6. 障害者団体や家族会（団体の機関誌など）
7. かかりつけの医師や看護師
8. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー
9. 民生委員・児童委員
10. 園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
12. 行政機関の相談窓口
13. その他（  
）

障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

とい  
問34 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。（○は1つだけ）

1. 区分1
2. 区分2
3. 区分3
4. 区分4
5. 区分5
6. 区分6
7. 受けていない

問35 あなたは次のサービスを利用していますか。また、これから利用する予定はありますか。（①～⑯のサービスごとに、「現在の利用」と「今後3年以内の利用予定」の両方をお答えください（番号に○をしてください）。  
※⑯～⑯のサービスは18歳未満の方のみお答えください。

また、現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由をそれぞれお答えください。（下の表の選択肢A～Cから選んで記載ください。）

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：	
A. サービスを受ける必要がないため	
イ. サービスの対象者に含まれないため	※年齢制限・障害支援区分が合致しない等
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため	
エ. サービス利用時間の都合が合わないため	
オ. 地域にサービス提供場所がないため	
カ. 利用料金がかかるため	
キ. サービスがあることを知らなかつたため	
ク. その他	

- ✓ 障害福祉計画の策定を想定し、サービスの利用予定については「今後3年以内」と期間を限定していますが、自治体の方針により、年数を修正することも考えられます。
- ✓ 「利用していない場合の理由」及び「利用予定がない場合の理由」について、「ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため」や「ク. その他」を選択した場合は、別途具体的な内容を記述する欄を設けることも考えられます。回答者の負担感との兼ね合いを考慮の上要否を判断してください。
- ✓ 当設問については、回答者の負担軽減を図るためにレイアウトの工夫例を当調査票（案）末尾に掲載しているため、合わせてご確認ください。

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下いずれかに○をして下さい。 ・利用予定あり：「1.」に○をして下さい ・利用予定なし：「4.」に○をして下さい ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Eから選んで記載ください。	現在の利用			今後3年以内の利用予定			
		1. 利用している	2. 利用していない	利用してない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない
A 訪問による支援	①居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
	②重度訪問介護 重い障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
	③同行援護 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
	④行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをを行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
	⑤重度障害者等包括支援 常に介護が必要な方で、介護の必要の度合いがとても高い方に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。	1	2		1	2	3	4

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：								
ア. サービスを受ける必要がないため				イ. サービスの対象者に含まれないため				
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため				エ. サービス利用時間の都合が合わないため				
オ. 地域にサービス提供場所がないため				カ. 利用料金がかかるため				
キ. サービスがあることを知らなかったため				ク. その他				

サービスの分類	<p>※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年内の利用予定」では以下いずれかに○をして下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用予定あり：「1.」に○をして下さい</li> <li>利用予定なし：「4.」に○をして下さい</li> </ul> <p>※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Eから選んで記載ください。</p>	現在の利用			今後3年内の利用予定			
		1. 利用している	2. 利用していない	利用してない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない
B 入所者の支援	⑥施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行なうサービスです。	1	2			1 ※利用予定あり		4
C 居室の生活の支援	⑦短期入所（ショートステイ） 在宅の障害者（児）を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などをを行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
D 通院の生活の支援	⑧療養介護 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に居室に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。	1	2		1	2	3	4
	⑨生活介護 常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	1	2		1	2	3	4

「利用していない理由」「利用予定がない理由」の選択肢：								
ア. サービスを受ける必要がないため					イ. サービスの対象者に含まれないため			
ウ.	既に別のサービスの提供を受けているため				さ - び - す タイ - ショ - う - じ ゃ ふく	さ - び - す り - よう - じ - かん	つ - ご - う	あ
エ.	地域にサービス提供場所がないため				工. サービス利用時間の都合が合わないため			
オ.	サービスがあることを知らなかっただめ				リ - よう - り - よう - きん			
キ.	サービスがあることを知らなかっただめ				力. 利用料金がかかるため			
					ク. その他			

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下いずれかに○をして下さい。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Eから選んで記載ください。	現在の利用		今後3年以内の利用予定			
		1. 利用している	2. 利用していない 理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない 理由
D 自立した生活のための支援	<p>⑩自立生活援助</p> <p>ひとり暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。</p> <p>⑪共同生活援助（グループホーム）</p> <p>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。</p>	1	2	1	2	3	4
		1	2	1 ※利用予定あり			4

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：							
A. サービスを受ける必要がないため				イ. サービスの対象者に含まれないため			
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため				エ. サービス利用時間の都合が合わないため			
オ. 地域にサービス提供場所がないため				カ. 利用料金がかかるため			
キ. サービスがあることを知らなかったため				ク. その他			

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下いずれかに○をして下さい。 ※現在の利用で「2. 利用していない」または、今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Eから選んで記載ください。	現在の利用		今後3年以内の利用予定			
		1. 利用している	2. 利用していない	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない
E 自立した生活のための訓練や就労の支援	⑫自立訓練（機能訓練、生活訓練） 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。	1	2	1	2	3	4
	⑬就労移行支援 通常の事業所で働く方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1	2	1	2	3	4
	⑭就労継続支援（A型、B型） 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。	1	2	1	2	3	4
	⑮就労定着支援 通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービスです。	1	2	1	2	3	4

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：							
A. サービスを受ける必要がないため				イ. サービスの対象者に含まれないため			
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため				エ. サービス利用時間の都合が合わないため			
オ. 地域にサービス提供場所がないため				カ. 利用料金がかかるため			
キ. サービスがあることを知らなかつたため				ク. その他			

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下いずれかに○をして下さい。	現在の利用		今後3年以内の利用予定			
		1. 利用している	2. 利用していない	利用していない場合の理由	1. 今よりも利用を増やす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用予定あり：「1.」に○をして下さい</li> <li>・利用予定なし：「4.」に○をして下さい</li> </ul> <p>※現在の利用で「2. 利用していない」または「今後3年以内の利用予定で「4. 利用予定がない」と答えた場合、その理由を下の表の選択肢A～Eから選んで記載ください。</p>						
F 相談支援	<p>(16)計画相談支援</p> <p>サービス等利用計画案の作成や事業者等との連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行なうサービスです。</p> <p>(17)地域移行支援</p> <p>住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行なうサービスです。</p> <p>(18)地域定着支援</p> <p>常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。</p>	1	2		1 ※利用予定あり	4	
		1	2		1 ※利用予定あり	4	
		1	2		1 ※利用予定あり	4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：							
ア. サービスを受ける必要がないため				イ. サービスの対象者に含まれないため			
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため				エ. サービス利用時間の都合が合わないため			
オ. 地域にサービス提供場所がないため				カ. 利用料金がかかるため			
キ. サービスがあることを知らなかつたため				ク. その他			

【障害児向けサービス：18歳未満の方がお答えください。】

サービスの分類	※各サービスにつき、現在の利用で「2. 利用していない」と答えた場合、「今後3年以内の利用予定」では以下いずれかに○をして下さい。	現在の利用		今後3年以内の利用予定				利用予定がない場合の理由
		1. 利用している	2. 利用していない	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない			
G 障害児が外部の施設に通う支援	⑯児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行なうサービスです。	1	2		1	2	3	4
	⑰医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
H 障害児相談支援	⑱放課後等ティーサービス 学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行なうサービスです。	1	2		1	2	3	4
	⑲障害児相談支援 障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：

- ア. サービスを受ける必要がないため
- ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため
- オ. 地域にサービス提供場所がないため
- キ. サービスがあることを知らなかつたため

- イ. サービスの対象者に含まれないため
- エ. サービス利用時間の都合が合わないため
- カ. 利用料金がかかるため
- ク. その他

【障害児向けサービス：18歳未満の方がお答えください。】

サービスの分類	現在のサービス利用				今後3年以内の利用予定			
	1. 利用している	2. 利用していない	3. 今よりも利用を増やす予定	4. 利用予定がない	1. いまよりも利用を減らす予定	2. 今と同じくらい利用する予定	3. 今よりも利用を減らす予定	4. 利用予定がない
I 障害児への訪問による支援	(23)居宅訪問型児童発達支援 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
	(24)保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	1	2		1	2	3	4
J 入所している障害児の支援	(25)福祉型児童入所施設 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行いうサービスです。	1	2		1	※利用予定あり	4	
	(26)医療型児童入所施設 障害児入所施設や指定医療機関に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行いうサービスです。	1	2		1	※利用予定あり	4	

「利用していない場合の理由」「利用予定がない場合の理由」の選択肢：								
ア. サービスを受ける必要がないため					イ. サービスの対象者に含まれないため			
ウ. 既に別のサービスの提供を受けているため					エ. サービス利用時間の都合が合わないため			
オ. 地域にサービス提供場所がないため					カ. 利用料金がかかるため			
キ. サービスがあることを知らなかつたため					ク. その他			

とい かいごほけん きーひすりよう  
問36 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。 (〇は1つだけ)

りよう  
1. 利用している

りよう  
2. 利用していない

とい とい りよう  
【問37、38は、問36で、「1. 利用している」を選択した方にお聞きします。】

とい とい ようかいこと  
問37 該当する要介護度はどれですか。 (〇は1つだけ)

ようしえん  
1. 要支援1

ようしえん  
2. 要支援2

ようかいご  
3. 要介護1

ようかいご  
4. 要介護2

ようかいご  
5. 要介護3

ようかいご  
6. 要介護4

ようかいご  
7. 要介護5

とい とい かいごほけん きーひす  
問38 利用している介護保険サービスはどれですか。

(あてはまるものすべてに〇)

分類	介護保険サービス (介護予防を含む)
じたく ほうもん 自宅に訪問	1. 訪問介護 (ホームヘルプサービス) 2. 訪問入浴介護 3. 訪問看護 4. 訪問リハビリテーション 5. 夜間対応型訪問介護 6. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7. 居宅療養管理指導
しせつにまよ 施設に通う	8. 通所介護 (デイサービス) 9. 通所リハビリテーション 10. 地域密着型通所介護 11. 認知症対応型通所介護
じせつにとまり 施設に泊まる・暮らす	12. 短期入所生活介護 (ショートステイ) 13. 短期入所療養介護 14. 介護老人福祉施設 15. 介護老人保健施設 16. 介護療養型医療施設 17. 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等) 18. 介護医療院 19. 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 20. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	21. 地域密着型特定施設入居者生活介護
訪問・通 い・泊りの 組み合わせ	22. 小規模多機能型居宅介護 23. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
福祉用具を 使う	24. 福祉用具貸与 25. 特定福祉用具販売

### 権利擁護についてお聞きします。

問39 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（○は1つだけ）

1. ある                    2. 少しある                    3. ない

【問39で、1. 又は2. と回答された方にお聞きします。】

問40 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。  
(あてはまるものすべてに○)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 学校・仕事場    | 2. 仕事を探すとき  |
| 3. 外出中       | 4. 余暇を楽しむとき |
| 5. 病院などの医療機関 | 6. 住んでいる地域  |
| 7. その他 ( )   |             |

問41 成年後見制度についてご存じですか。（○は1つだけ）

1. 名前も内容も知っている  
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない  
3. 名前も内容も知らない

災害時の避難等についてお聞きします。

問42 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。（○は1つだけ）

- |        |         |          |
|--------|---------|----------|
| 1. できる | 2. できない | 3. わからない |
|--------|---------|----------|

問43 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。（○は1つだけ）

- |       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 1. いる | 2. いない | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

問44 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 投棄や治療が受けられない            |
| 2. 補装具の使用が困難になる            |
| 3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる    |
| 4. 救助を求めることができない           |
| 5. 安全なところまで、迅速に避難することができない |
| 6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない   |
| 7. 周囲とコミュニケーションがとれない       |
| 8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安   |
| 9. その他（<br>）               |
| 10. 特にない                   |

あなたご本人への質問はここまでです。もし、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見やご要望がありましたら、なんでも書いてください。

きょうりょく  
ご協力ありがとうございました。

## (参考) 現在のサービス利用状況・今後の利用予定

### の設問の工夫例

しょうがいふくしさーびすなどりょうき  
障害福祉サービス等の利用についてお聞きします。

ほんにんりょうしうんじゆうき  
本人が利用している(していた)障害福祉サービスについてお聞きします。

きょたくかいご ①居宅介護 (ホームヘルプ)	じたくにゅうよくはい 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。
じゅうどほもんかいご ②重度訪問介護	おもしおうがい 重い障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
どうこうえんご ③同行援護	しかくしおうがい 視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
こうどうえんご ④行動援護	ちてきしおうがい 知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをを行うサービスです。
じゅうどしょうがいしゃとうほうかつ ⑤重度障害者等包括支援	つねかいごひつよう 常に介護が必要な方で、介護の必要な度合いがとても高い方に、居宅介護などをまとめて提供するサービスです。
しせつにゅうしょしえん ⑥施設入所支援	しゅやかんしせつ 主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
たんきにゅうしょ ⑦短期入所 (ショートステイ)	さいたく 在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
りょうようかいご ⑧療養介護	いりょうひつよう 医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に
せいかつかいご ⑨生活介護	ひるまびょういんどう 期間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
かいかく 常	かいたせつ 常に介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

⑩自立生活援助 <small>じりつせいかつえんじょ</small>	ひとりく ひつよう りかいりょくせいかつりょく おぎな 一人暮らしに必要な理解力生活力などを補うため、 定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行うサービスです。
⑪共同生活援助 <small>きょうどうせいかつえんじょ</small> <small>(グループホーム)</small>	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にちじょう 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
⑫自立訓練（機能訓練、生活訓練） <small>じりつくんれん きのう</small> <small>くんれん せいかつくんれん</small>	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ しんたいきのう 自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
⑬就労移行支援 <small>しゅうろういこうしえん</small>	つうじょう じぎょうしょ はたら かた いってい きかん しゅうろう ひつよう 通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
⑭就労継続支援 <small>しゅうろうけいぞくしえん</small> <small>(A型、B型)</small>	つうじょう じぎょうしょ はたら こんなん かた しゅうろう きかい 通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
⑮就労定着支援 <small>しゅうろうていちゃくしえん</small>	つうじょう じぎょうしょ はたら かた しゅうろう ともな せいかつめん 通常の事業所で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービスです。
⑯計画相談支援 <small>けいかくそうだんしえん</small>	さーびすとうりようけいかくあん さくせい じぎょうしゃとう れんらくちょうせい おこな サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行うサービスです。
⑰地域移行支援 <small>ちいきいこうしえん</small>	す かくほ ちいき せいかつ いこう かつどう 住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行うサービスです。
⑱地域定着支援 <small>ちいきていちゃくしえん</small>	つね れんらくたいせい かくほ しょうがい とくせい きんきゅうじたい 常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡調整などを支援するサービスです。
⑲児童発達支援 <small>じどうはつたつしえん</small>	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
⑳医療型児童発達支援 <small>いりょうがたじどうはつたつしえん</small>	にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう ちしきぎのう 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。

②①放課後等 ティサービス	がっこう じゅぎょうしうりょうご がっこう きゅうこう ひ さいかつのうりょくこうじょう 学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
②②障害児相談支援	しょうがいじ つうしょしえん かん けいかくあん さくせい じぎょうしゃ 障害児の通所支援に関する計画案の作成や、事業者との連絡調整を行うサービスです。
②③居宅訪問型児童 発達支援	じゅうど しうがい かいしゅつ いちじる こんなん しうがいじ 重度の障害などにより外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
②④保育所等訪問支援	ほいくじょなど ほうもん しうがいじ たい しうがいじい がい じどう 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などをを行うサービスです。
②⑤福祉型児童入所 施設	しうがいじにゅうしょしせつ にゅうしょ しうがいじ たい ほご にちじょう 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
②⑥医療型児童入所 施設	しうがいじにゅうしょしせつ していいりょう きかん にゅうしょなど しうがいじ 障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。

問A 上記の障害福祉サービスを利用していますか。

記入例を参考に、現在利用中のサービスについて①～⑯の番号を記入し、今後3年以内の利用予定についてあてはまるものに○をつけてください。

記入例) 現在「放課後等ティサービス」を利用中で、今後も同じくらい利用予定	<現在利用中のサービス>	<今後3年以内の利用予定について>
<現在利用中のサービス>	( ② )	⇒ ①. 同じくらい利用予定 2. 増やす予定 3. 減らす予定

<現在利用中のサービス>

- ( ) ⇒ 1. 同じくらい利用予定

<今後3年以内の利用予定について>

- 2. 増やす予定

問B 現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。（○は1つだけ）

1. ある

2. ない

【問Bで「ある」を選択された方がお答えください】

問C 現在利用していないサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスがあれば教えてください。（あてはまるものすべてに○）

1. 居宅介護（ホームヘルプ）

3. 同行援護

5. 重度障害者等包括支援

7. 短期入所（ショートステイ）

9. 生活介護

11. 共同生活援助（グループホーム）

13. 就労移行支援

15. 就労定着

17. 地域移行支援

19. 児童発達支援

21. 放課後等ティサービス

23. 居宅訪問型児童発達支援

25. 福祉型児童入所施設

2. 重度訪問介護

4. 行動援護

6. 施設入所支援

8. 療養介護

10. 自立生活援助

12. 自立訓練（機能訓練、生活訓練）

14. 就労継続支援（A型、B型）

16. 計画相談支援

18. 地域定着支援

20. 医療型児童発達支援

22. 障害児相談支援

24. 保育所等訪問支援

26. 医療型児童入所施設

## (参考2)

### 福祉に関するヒアリング調査へのご協力のお願い

ひごろ し ふくし かん ひありんぐ きょうりょく ねが  
日頃より●●市の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

●●市では現在、令和●年度を第●期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。その一環として、障害者ご本人のご意見をお聞きするため、ヒアリング調査を実施することになりました。

(【団体にお願いする場合】つきましては、調査の実施にあたり、貴団体において、ご協力いただける方のご紹介につきまして、ご協力をお願いさせていただきたいと考えております。／【個人にお願いする場合】ぜひとも、忌憚のないご意見などをお聞かせいただければと思いつますので、ご協力のほど、お願いいたします。) なお、調査でお聞きした個人情報に関するにつきましては、公表等は一切いたしません。

れいわ ねん がつ し  
令和●年●月 ●●市

#### <調査方法や調査の内容など>

- 調査は、(個別ヒアリング/グループインタビュー)という方法により行います。  
(個別ヒアリング/グループインタビュー)では、(個別に/数名の方に同時に)ご意見をお伺いいたします。
- 調査の時間としましては、およそ●時間を考えてています。
- 調査の場所は、●●です。
- 調査でお伺いしたい項目は、次の①から⑤を考えています。
  - 日常生活や就労などの状況、生活で困っていること、困ったときの相談先
  - 福祉サービスの利用状況と改善して欲しい内容
  - 医療ケアの状況
  - 地域での暮らしの状況
  - 行政への意見

と あ さき  
【問い合わせ先】

(参考3)

### 第●期障害福祉計画の目標等の管理シート（案）

基本指針の目標		目標A		
計画 (P) ↓ 実施 (D)	目標値	○年度末までの目標Aの目標値 ●人 (●%) (○年度末の●人の●%以上) <b>【目標設定の考え方等】</b> ●●を基に設定。現状、●●が課題となっており、目標の達成に向けて ●●等を実施。		
		目標①	○年度 人 (%)	○年度 人 (%)
		目標②	○年度 人 (%)	○年度 人 (%)
		<b>【参考】第○期計画での実績（見込） 累計目標人数●人</b>		
		目標③	○年度 人 (%)	○年度 人 (%)
	主な活動 指標 (内容)	<b>○活動指標等の一覧</b>		
		活動指標①	○年度 見込 人	○年度 人
		活動指標②	○年度 実績 人	○年度 人
		活動指標③	○年度 見込 人	○年度 人
		活動指標④	○年度 実績 人	○年度 人
○年度		評価 (C) 【目標等を踏まえた評価、改善方策（案）】	協議会等意見 【評価等に対する意見】	改善 (A) 【次年度における取組等】